

令和2年度第2回東大阪市みどりの基本計画審議会

議 案 書

日時 令和2年10月9日(金) 午後2時
場所 東大阪市本庁舎 22階 会議室

議案第1号 東大阪市みどりの基本計画(素案)について (諮問)

東大阪市みどりの基本計画 (素案)

令和3年(2021年)4月

東大阪市

(市の木、市の花、市民の花)

①市の木「クスノキ」

常緑高木で、本市の風土にも適し、歴史的なゆかりもあり、現在も市内に多く成育しています。非常に寿命が長く、また、大木となります。



②市の花「ウメ」

落葉高木で、早春、ほかの花に先がけて香りのよい花が咲くため、多くの人々に愛されています。



③市民の花「キキョウ」

野山に自生している宿根草で「秋の七草」にもかぞえられ、誰もが手軽に育てることができます。上手に育てると、毎年、夏から秋にかけて青紫色の可憐な花を咲かせます。



目次（案）

はじめに

I. 序章

- 1-1. 改定の背景・目的・位置づけ 3
- 1-2. みどりの基本計画とは 5
- 1-3. みどりの基本計画が対象とする緑地 6
- 1-4. みどりの機能と役割 7

II. 本市のみどりの現況と課題

- 2-1. 本市の現況 11
- 2-2. 本市のみどりの現況 14
- 2-3. 旧計画の達成状況 26
- 2-4. 市民ニーズの把握 27
- 2-5. 上位計画・関連計画 32
- 2-6. 本市のみどりの課題 41

III. 計画の目標とフレーム

- 3-1. 基本目標・基本方針 46
- 3-2. みどりの将来像 46
- 3-3. 計画フレーム 50
- 3-4. 計画の目標水準 51

IV. みどりの具体的施策方針

- 4-1. 施策方針の体系 57
- 4-2. みどりをまもる（みどりの保全） 60
- 4-3. みどりをふやす（みどりの整備） 68
- 4-4. みどりをいかす（みどりの活用） 75

V. 緑化重点地区と緑地保全配慮地区

- 5-1. 緑化重点地区 80
- 5-2. 緑地保全配慮地区 81

VI. 計画の推進に向けて

- 6-1. 市民・事業者・行政の協働 84
- 6-2. 計画の評価と見直し 85

I 序章

- 1-1. 改定の背景・目的・位置づけ
- 1-2. みどりの基本計画とは
- 1-3. みどりの基本計画が対象とする緑地
- 1-4. みどりの機能と役割

1-1. 改定の背景・目的・位置付け

(1) 改定の背景

本市では、旧都市緑地保全法に基づき、緑地の保全と緑化の推進を市民・事業者・行政が協働で取り組む、「東大阪市みどりの基本計画」(以下「旧計画」という。)を平成15年9月に策定し、各種取り組みを進めてきました。

計画が策定されてから、みどりを取り巻く社会状況は大きく変化し、それに伴い、根拠法となる都市緑地法をはじめとする関連法令や運用指針の改正が行われました。また、本市においては「総合計画」や「都市計画マスタープラン」などの上位計画の改定や「景観計画」など関連計画が策定されました。

このような中、法改正への対応や、上位計画との適合や関連計画との調和を踏まえ、「東大阪市みどりの基本計画」として改定しました。

(2) 都市緑地法の目的

都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し、必要な事項を定めることにより、良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的としています。

(3) 計画の位置づけ

本計画は、都市緑地法第4条第3項に示されているとおり、「本市の総合計画」の基本構想に即した計画とし、「東大阪市都市計画マスタープラン」や近畿圏保全法に基づく「保全区域整備計画」に適合するとともに、「東大阪市環境基本計画」や「東大阪市景観計画」と調和するよう策定します。また、「緑の基本計画ハンドブック」において防災に関する計画が定められている場合は、調和を図ることと記載されており、「東大阪市地域防災計画」や「東大阪市国土強靱化地域計画」と調和を図ります。

東大阪市総合計画が市民生活に関わる様々な計画の基本方針を示し、東大阪市都市計画マスタープランが総合計画のまちづくりを具体化していく手段としての都市計画に関する基本来な方針を示すものに対して、本計画は、みどりに関するまちづくりのための施策の方針を示す計画として改定します。

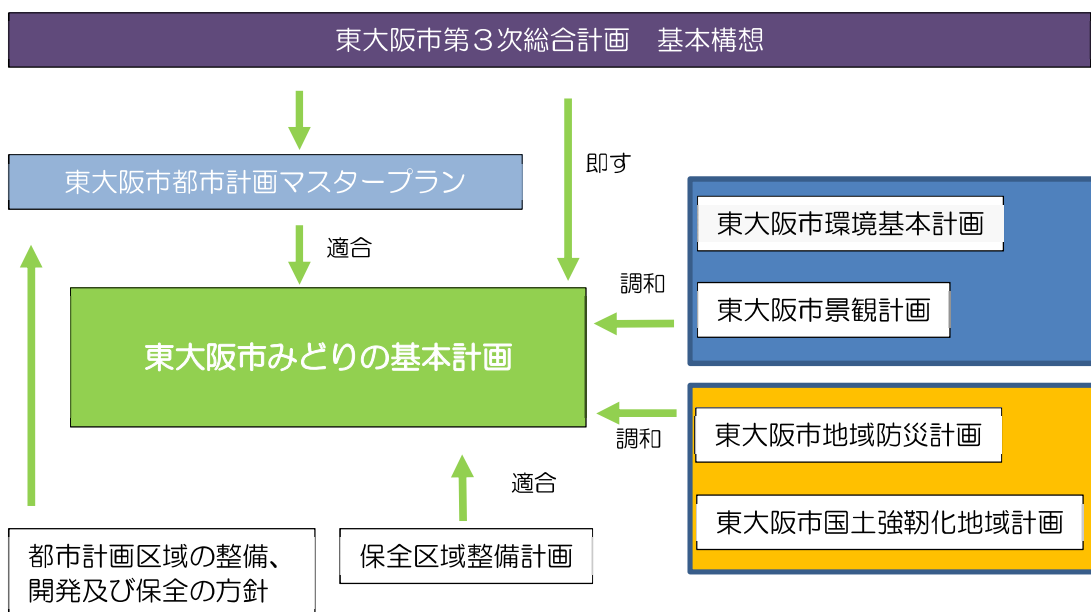


図 1 基本計画の位置づけ

1-2. みどりの基本計画とは

「みどりの基本計画」とは、都市緑地法に規定されている「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことをいい、住民に最も身近な地方公共団体である市町村が中長期的な視点に立って、その区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策などを記載したみどりとオープンスペースに関する総合的な計画です。

【都市緑地法第4条第1項における規定】

市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることができる。

【みどりの基本計画制度の概要】

- 市区町村が策定します。
- 策定の際には、公聴会の開催など住民の意見を反映するために必要な措置を講ずるよう努め、また、計画は公表するよう努めることになっています。
- おおむね次の内容を定めるものとされています。
 - ①緑地の保全及び緑化の目標
 - ②緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項
 - ③地方公共団体の設置に係る都市公園の整備及び管理の方針その他保全すべき緑地の確保及び緑化の推進に関する事項(注)
 - ④特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項
 - ⑤生産緑地地区内の緑地の保全に関する事項
 - ⑥緑地保全地域及び特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区*並びに当該地区における緑地の保全に関する事項
 - ⑦緑化地域における緑化の推進に関する事項
 - ⑧緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区*及び当該地区における緑化の推進に関する事項

みどりの基本計画に都市公園の整備の方針を定めた場合には、みどりの基本計画に即して都市公園を設置するよう努めることとされています。（都市公園法第3条第2項）

また、都市公園の管理の方針についてもみどりの基本計画に定めた場合には、みどりの基本計画に即して都市公園を管理するよう努めることとされています。（都市公園法第3条の2第2項）

表1 「みどり」と「緑地」の定義

項目	定義	根拠
みどり	草花や樹木等などの植物に加え、公園・広場、農地、樹林地、河川・湖沼を含むもの	緑の基本計画 ハンドブック
緑地	樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地(農地であるものを含む。)が、単独で若しくは一体となって、又はこれらと隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの	都市緑地法第 3条第1項

1-3. みどりの基本計画が対象とする緑地

本計画が対象とする緑地は、公共施設等として管理される「施設緑地」と土地利用コントロールで確保される「地域制緑地」に大別されます。緑地の体系を以下に示します。

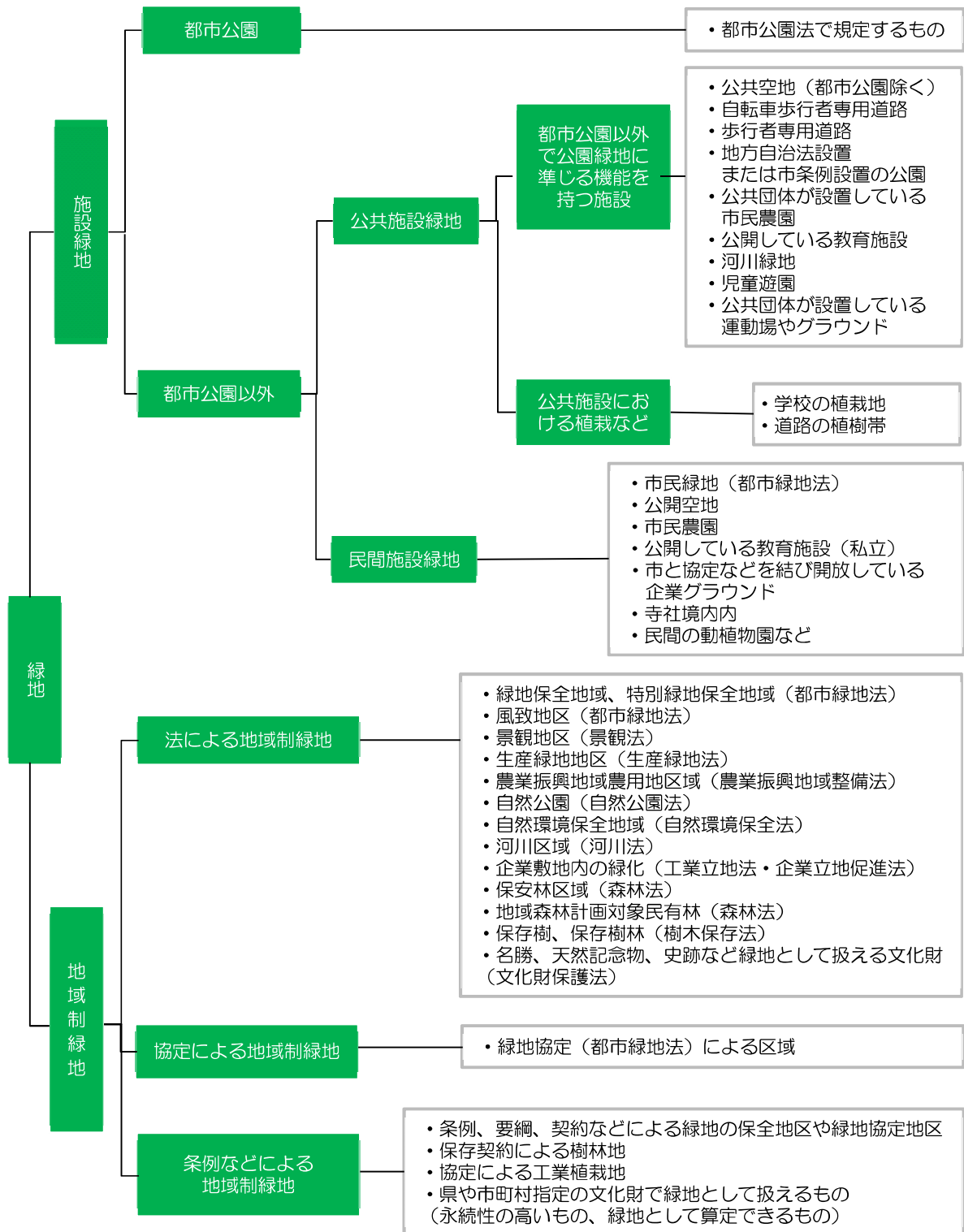


図 2 緑地の分類

出典：緑の基本計画ハンドブック

1-4. みどりの機能と役割

都市におけるみどりは、都市のオープンスペースとして、良好な都市環境保全、景観形成、防災、レクリエーションなど様々な機能を有しており、都市の住民が健康で文化的な生活をおくる上で不可欠なものです。

近年、地球規模の環境問題に対する国民の関心が高まる中、二酸化炭素の吸収、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全など、環境保全機能が従来以上に注目され、都市におけるみどりの重要性はさらに深く認識されてきています。

こうした都市におけるみどりの機能と重要性を踏まえつつ、人と自然が共生した環境への負荷の小さい美しい風格のある都市を形成するため、総合的かつ計画的に都市におけるみどりの保全及び緑化の推進が図られるべきといえます。

表 2 みどりの機能と役割

機能	役割
環境保全機能（存在機能）	みどりは、生物の生育・生息・繁殖地としての生態系の基盤であり、多様な生物が共生する環境を支えています。また、市街地のみどりを増やすことで、二酸化炭素の吸収や大気の浄化、熱環境の改善、騒音防止など、都市環境を向上させるとともに、私たちの生活に潤いをもたらす重要な役割を担っています
レクリエーション機能（利用機能）	公園、里山、水辺などのみどりは、スポーツや散策、身近な健康づくりの場、遊び場、憩いの場としての機能を有しています。また、身近に自然とふれあえる場所であるとともに、地域活動等を通じた交流、にぎわいの場としての役割を担っています。
景観形成機能（利用機能）	公共施設や住宅地などにおけるみどりは、良好な環境形成に寄与します。また、地域の特色ある水・緑環境や歴史的資源は東大阪市らしい景観を特徴づけ、市民の心に安らぎと活力を与える役割を担っています。
防災機能（利用機能）	火災時の延焼防止帯や雨水流出量の低減となる樹林など、災害から住民を守る機能をもっています。また、公園などのオープンスペースは、避難地としての機能や救援・復旧・復興拠点としての役割をもっており、その適切な確保は都市の安全性、防災性を高めます

出典：平成 29 年度版公園緑地マニュアル

生物多様性について

生物多様性とは、すべての生物の間に違いがあることを指します。地球上には個性豊かなさまざまな生物が存在し、互いに影響しながらもバランスを保って共存しており、生物多様性があることで、食材の供給や、地球環境の維持など、さまざまな恩恵を受けられています。

しかし、私たち人類が行ってきた開発等によって生態系の破壊が進み、生物多様性を脅かす大きな要因となっています。その重大さを踏まえ、日本を含む世界各国ではさまざまな取組が進められているところです。

生物多様性は山や海や森などが注目されやすいですが、都市においても重要な役割を果たしており、その住民に様々な恩恵を提供しています。例えば、以下のような機能が考えられます。

- 水や大気の浄化、微気候等の環境改善機能
- 地域の子供達に生き物とふれあう機会を提供することによる環境教育の推進
- 地域の特徴となる自然とのふれあいにより地域への愛着を育んだり、地域の文化形成に寄与

このように生物多様性を確保することは貴重な地域の資源となり、都市の価値を高めるものと考えられますが、都市においては、人口の集中により宅地化が進み、樹林地や農地が限られることから、多様な生物が生息・生育できる空間が極めて少なくなっています。

また、都市には世界人口の半数以上が住んでいますが、食料やエネルギーといった資源の調達を都市の外側の地域に頼っているため、都市住民の経済行動は都市の外側の地域の自然環境に対しても大きな影響を与えることも大事な視点となります。そのためには、都市に住む人びとが生物多様性の重要性を理解し行動することが大切です。都市において生物多様性を確保することは、都市住民に生物に接する機会を提供し、住民の生物多様性への理解を促進することにもつながります。



図 3 生物多様性が豊かな都市のイメージ

Ⅱ 本市のみどりの現況と課題

- 2-1. 本市の現況
- 2-2. 本市のみどりの現況
- 2-3. 現行計画の達成状況
- 2-4. 市民ニーズの把握
- 2-5. 上位計画・関連計画
- 2-6. 本市のみどりの課題

2-1. 本市の現況

(1) 位置・地勢

本市は、淀川と大和川にはさまれた大阪府の中央部の東側にあつて、大阪市、大東市、八尾市、そして奈良県と隣り合う、面積 61.78 km²の都市です。

その東端は南北に生駒山地がつらなり、西側には平地がひろがっています。平地には、恩智川が生駒の山麓に沿って谷川の水を集めながら北上し、また第二寝屋川と長瀬川が西部の市街地の中を南から北西へ流れています。さらに寝屋川が北部をかすめて西へ流れています。



図 4 本市の位置・地勢

出典：東大阪市都市計画マスタープラン

(2) 人口

本市の人口は、昭和 50（1975）年の約 525 千人をピークにその後停滞し、平成 2（1990）年から減少しはじめ、減少傾向は今後も続くと言想されています。また、今後の人口推計を年齢別で見ると、0～14 歳の年少人口、15～64 歳の生産年齢人口は一貫して減少し、65 歳以上の老年人口は 14 万人前後で増減を繰り返すと予想されています。

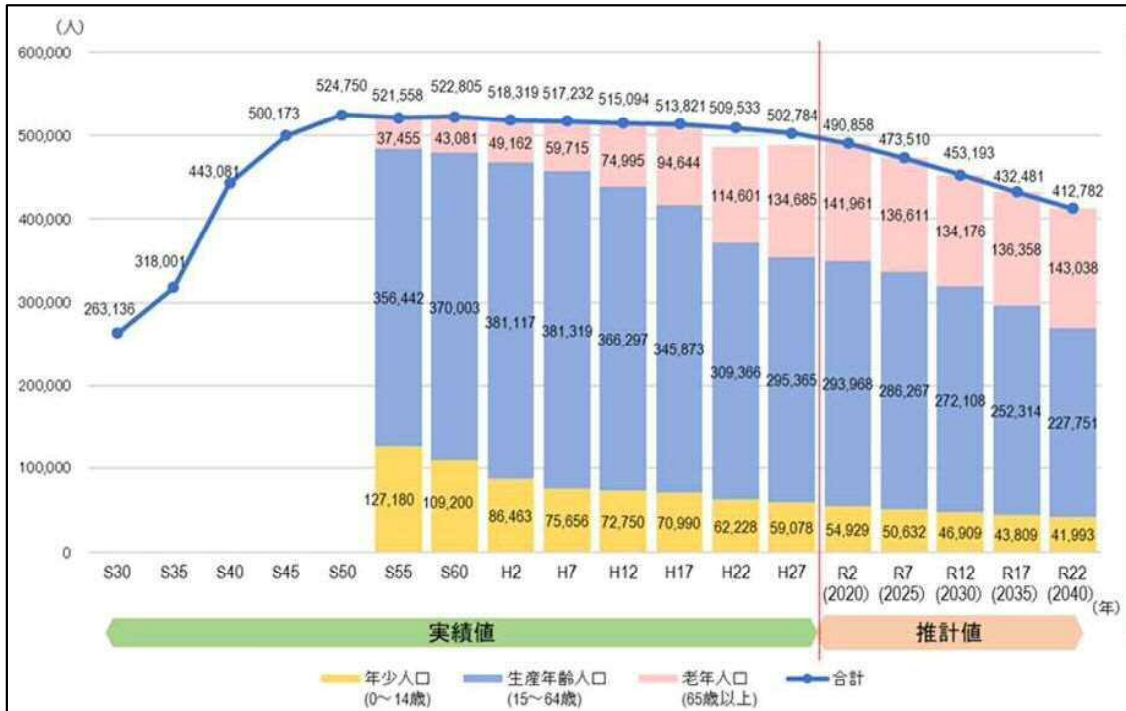


図 5 本市の人口推移と予測

出典：東大阪市第三次総合計画

(3) 土地利用

2010(平成 22)年の土地利用の状況を見ると、市街地の割合が約 66%、普通緑地が約 7%、農地が約 4%、山林が約 17%、その他公共施設などが約 6%となっています。

その分布をみると、市街地が生駒山地間近にせまり、わずかな農地を残すのみとなっています。流通センターのある新都心では流通業務関連の施設立地が目立ち、早くから商店街でにぎわっていた駅周辺は商業業務地が集まっています。JR 学研都市線、近鉄奈良線、近鉄大阪線の沿線には住宅密集地がひろがり、道路や公園などの整備が遅れています。大阪市周辺や国道 308 号沿道に工場地が集まっていますが、以前に比べ住宅の混在が進みました。そのほか幹線道路沿道への商業施設の立地が進み、農地が大きく減少するなど、土地利用の混在が始まっています。

表 3 本市の土地利用現況

	平成20年	
	面積(ha)	割合(%)
一般市街地	2,620.9	42.4
商業市街地	445.0	7.2
工場地	1,028.3	16.6
普通緑地	430.1	7.0
農地	232.2	3.8
山林	1,030.5	16.7
水面	46.3	0.7
公共施設	69.6	1.1
道路・鉄道敷	252.7	4.1
その他	25.4	0.4
合計	5,948.8	100.0

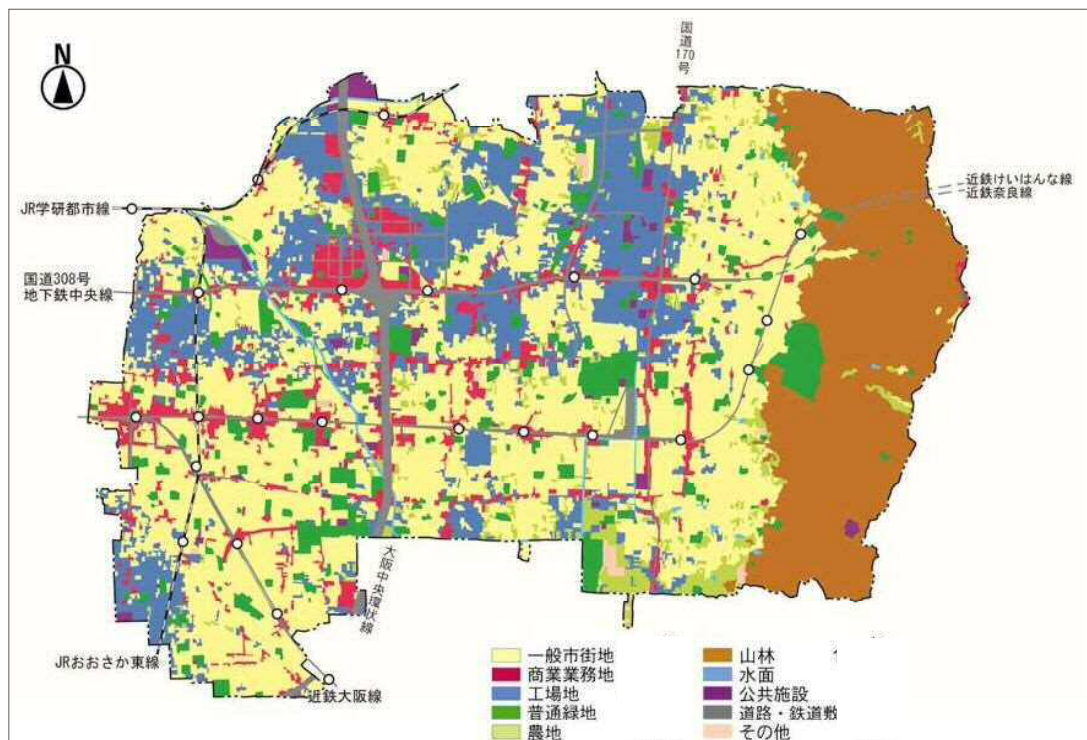


図 6 本市の土地利用現況

出典：東大阪市都市計画マスタープラン

2-2. 本市のみどりの現況

(1) 本市のみどりの特徴

本市のみどりは、生駒山の豊かなみどりと、古くから農耕地として発達し、現在は公園、農地、社寺林などとなっている市街地のみどりで成り立っています。

他都市と比べ、農地やため池などが分布する丘陵地などの多様な環境帯を有することがないため、直接市街地と生駒山が接していることが大きな特徴となっています。

かつてアカマツ林が優占していた生駒山ではマツ枯れによって、現在コナラ・ヤブムラサキ群集(コナラ・アベマキ群集)等の二次林の落葉広葉樹が広がり、みどり豊かな里山林を形成するとともに、河川の水源としての機能も有しています。

また、本市の平坦な市街地では、元々低湿地であり樹林が発達しなかったため、潜在的なみどりは見られないものの、自然植生が残存している社寺や、水路や農地が所々に残っています。

一方で生駒山と平坦な市街地の接点となる山麓部では、微地形や微気象と相まって変化に富む環境を形成し、自然環境の多様性に優れた特性を有しています。

このことから、生駒山のみどりを不足する市街地へつなぎ、みどりのネットワークを形成することが必要となっています。

■ 東部市街地 → (みどりの量：多)

本市の環境母体である生駒山と連続している市街地であり、本市の市街地の中では、多くの農地や公園も見られるとともに、複数の河川も流れており、みどりが豊かな市街地です。

無秩序な宅地化を防止し、既存のみどりをできる限り保全するとともに、恩智川支流河川を活かして、市街地に自然の息吹を吹き込む多様な水と緑のネットワーク化を推進していく必要があります。

■ 中央市街地 → (みどりの量：中)

市街化が進む中、花園中央公園、中部緑地、今米緑地等、地域を代表する公園緑地が見られるとともに、早くから農耕地として利用されてきた地域であることから、比較的農地も残されており、一定の量のみどりが保全されています。

既存の緑地を保全するとともに、計画的な公園緑地の整備を図り、山裾市街地からのみどりを公共施設や公園を拠点として、道路や河川でつないでいく必要があります。

■ 西部市街地 → (みどりの量：少)

市街化が最も進んだ地域となっていることから、みどりが乏しく、金岡公園、八戸の里公園、楠根川緑地などの公園緑地や第二寝屋川、長瀬川が貴重なみどりとなっています。

公園緑地の確保が最も困難であることから、みどりを効果的に創出する必要があります。

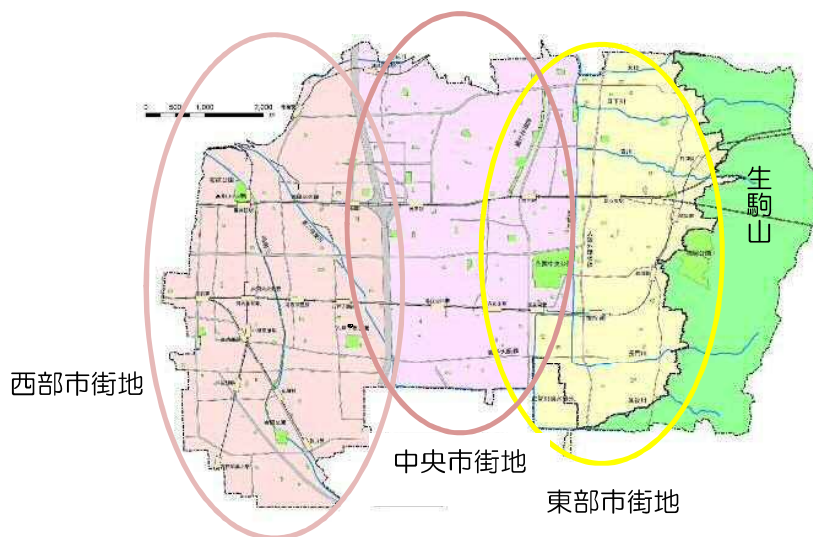


図 7 本市の地域区分

(2) 緑地の推移

土地利用現況調査によると、本市の緑地は平成 18 年から平成 22 年にかけて、中央市街地において、増加している地域がみられますが、その他の地域においては減少しています（上段図参照）。

平成 22 年から平成 28 年にかけては、緑地が増加している地域はごくわずかとなり、ほとんどの地域で、変化なしあるいは減少傾向となっています（下段図参照）。

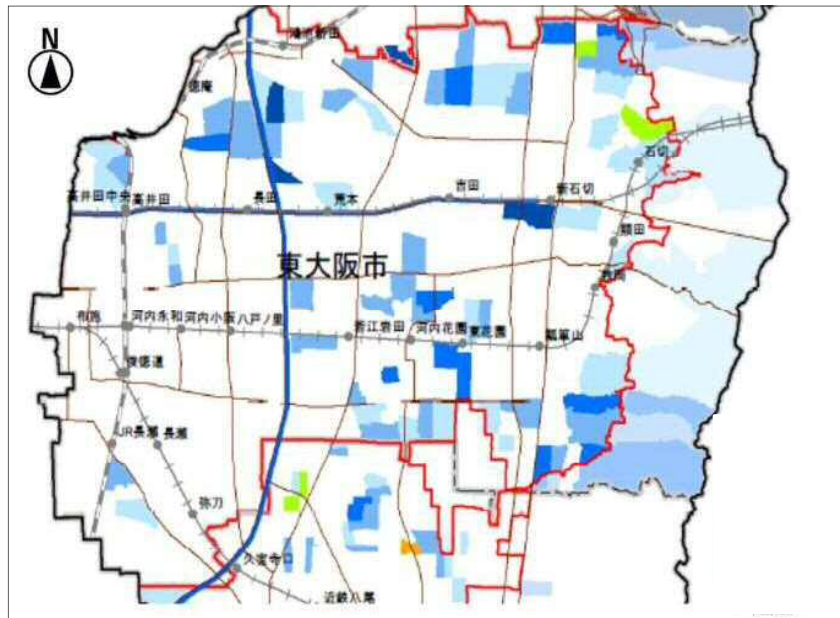


図 8 緑地の推移（H18 → H22）

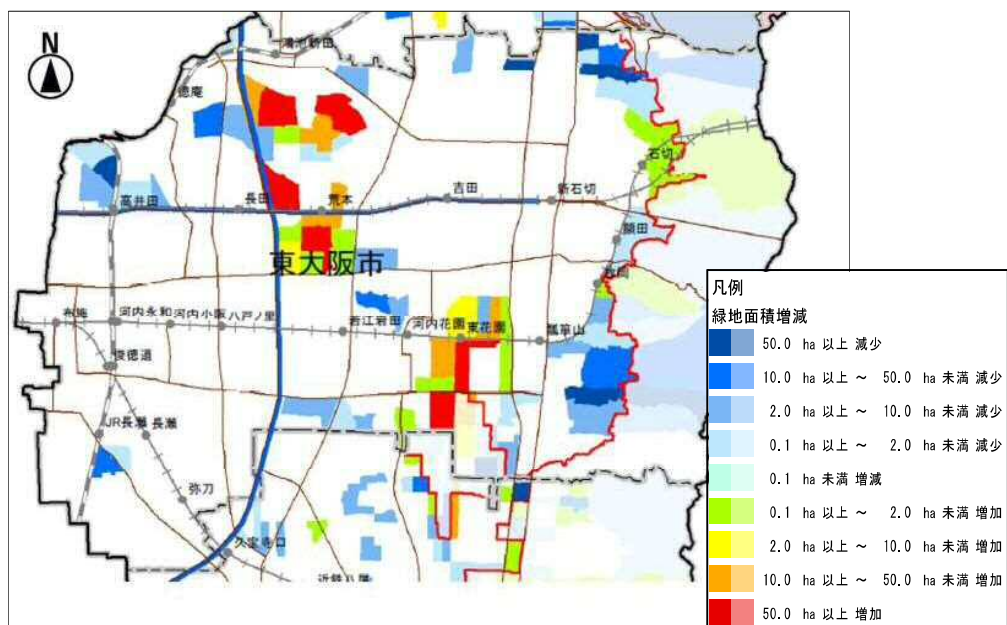


図 9 緑地の推移（H22 → H28）

出典：土地利用現況調査

(3) 緑被の現況

緑被率とは航空写真等で上空から見た際の緑（樹木被覆地、草地、農地）に覆われている面積割合のことです。

500mメッシュ単位でみた緑被率は、下表のとおりです。市街化区域では約6.2%、市街化調整区域は約89.3%、市域全域では22.3%となっています。本市の東部には生駒山が連なる自然に恵まれているため、市街化調整区域における緑被率は高くなっていますが、市街化区域においては、稠密な市街地を形成していることから、緑被率は低くなっています。

大阪府内の他市町村と比較しても、市街化区域における緑被率は低くなっています。

表 4 本市の緑被率

	市街化区域	市街化調整区域	全域
緑被率	6.2	89.3	22.3

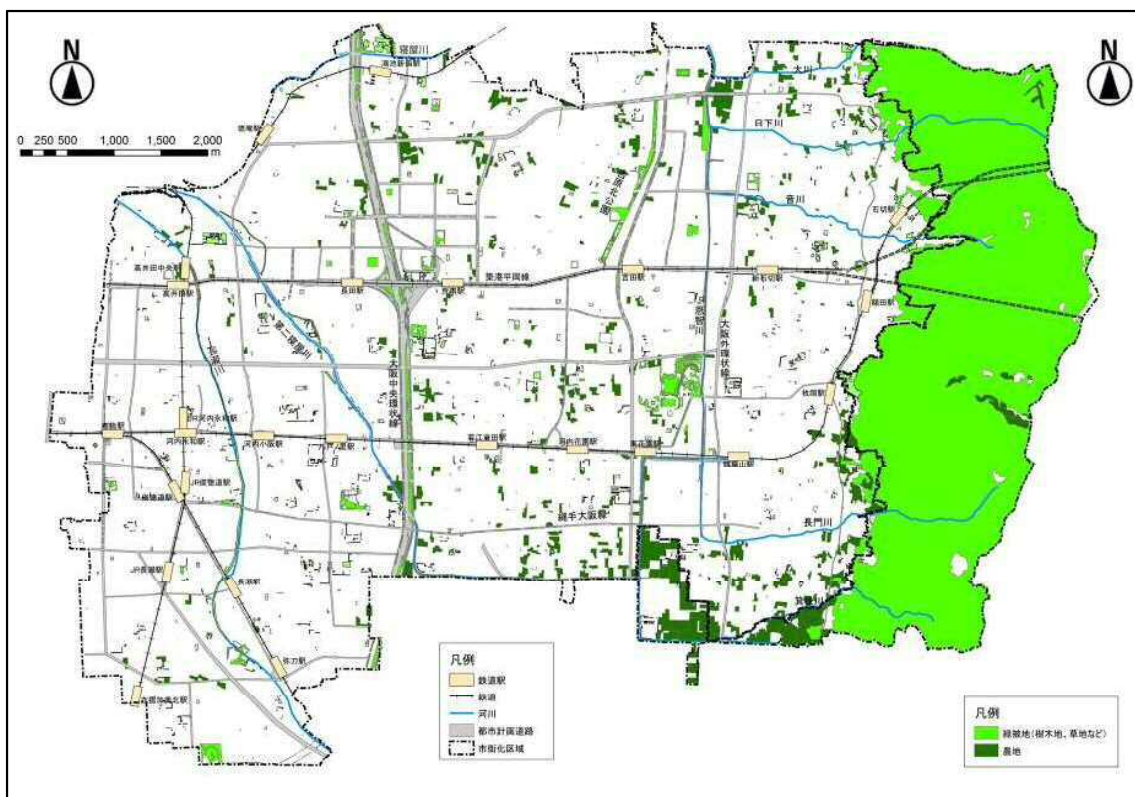


図 10 本市の緑被現況

(4) 施設緑地の現況

1) 都市公園

都市公園の開設状況については、都市計画公園の開設面積は 136.28ha であり、都市計画面積 170.12ha に対する開設率は 80.1%です。

整備未着手の都市計画公園は、街区公園 36 箇所、近隣公園 3 箇所です。

また、開発に伴い、整備されるその他の都市公園等については 4.16ha となっており、都市計画公園と合わせた都市公園面積の合計は市域全域で 140.44ha、市街化区域において 96.64ha となっています。

一人あたりの開設済みの都市公園面積は、市域全域では 2.8 m²、市街化区域では 1.9 m² となっており、一人あたりの公園面積は市域全域及び市街化区域共に不足しています。

表 5 都市公園一覧

(令和2年3月時点)

公園種別	計画	計画	開設	開設 (市域全域)	開設 (市街化区域)	備考
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	面積(ha)	
街区	126	30.82	90	19.24	19.24	未着手 36 箇所
近隣	17	25.30	14	20.85	20.85	未着手 3 箇所
地区	3	16.50	3	11.70	11.70	
総合	1	36.30	1	27.09	27.09	
広域	1	42.00	1	43.80	0.00	枚岡公園
緑地	5	19.20	5	13.60	13.60	久宝寺緑地 (4.6ha)込
都市計画 公園合計	153	170.12	114	136.28	92.48	
その他の 都市公園			143	4.16	4.16	
都市公園 合計			257	140.44	96.64	

都市公園の一人当たり面積

$$140.44 \text{ (ha)} / 502,784 \text{ (人)} = \underline{2.8 \text{ m}^2} \text{ (市域全域)}$$

$$96.64 \text{ (ha)} / 501,649 \text{ (人)} = \underline{1.9 \text{ m}^2} \text{ (市街化区域)}$$

(人口は平成 27 年国勢調査結果)

图 11 都市公園現況図

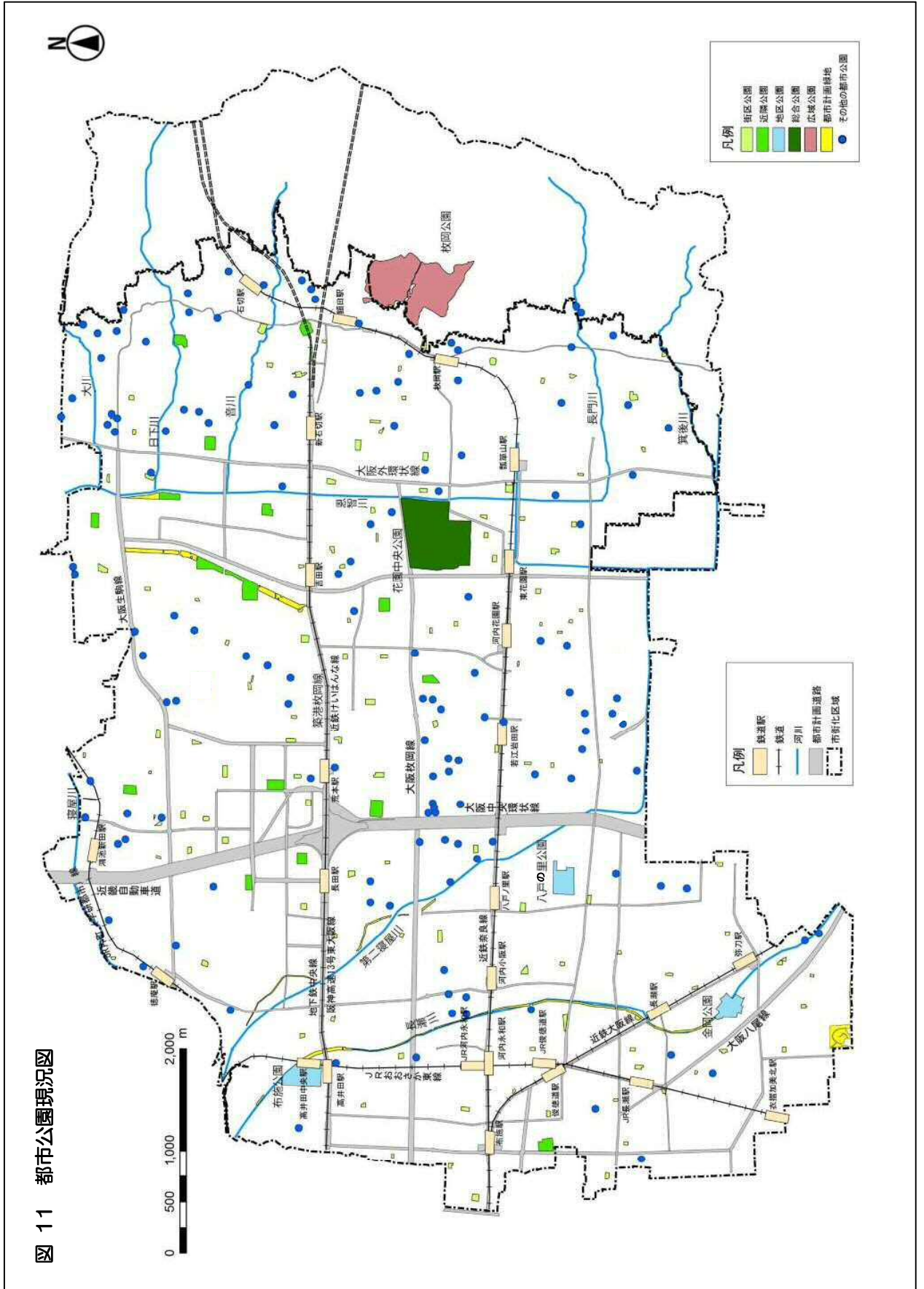


図 12 都市計画公園の誘致圏図

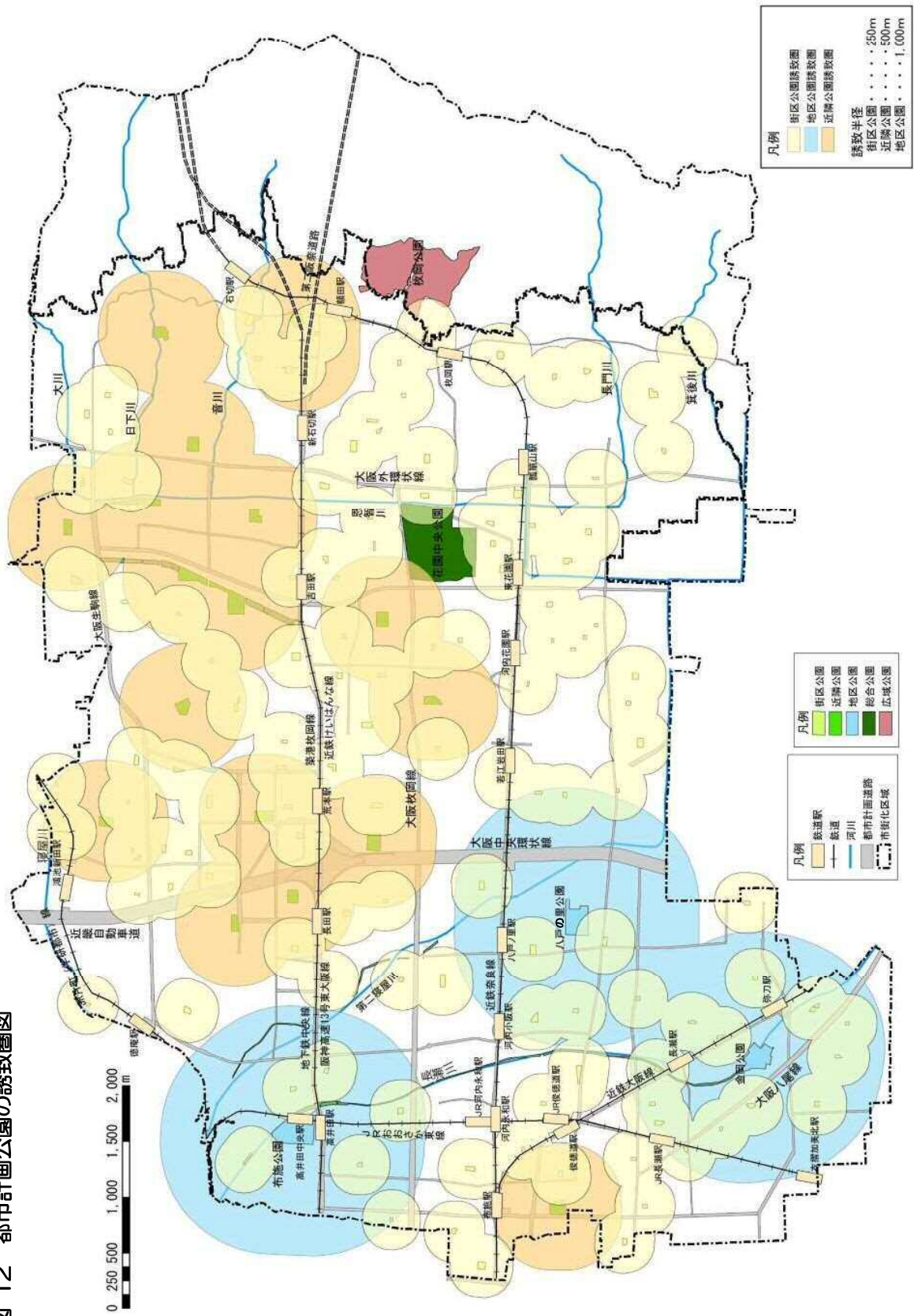
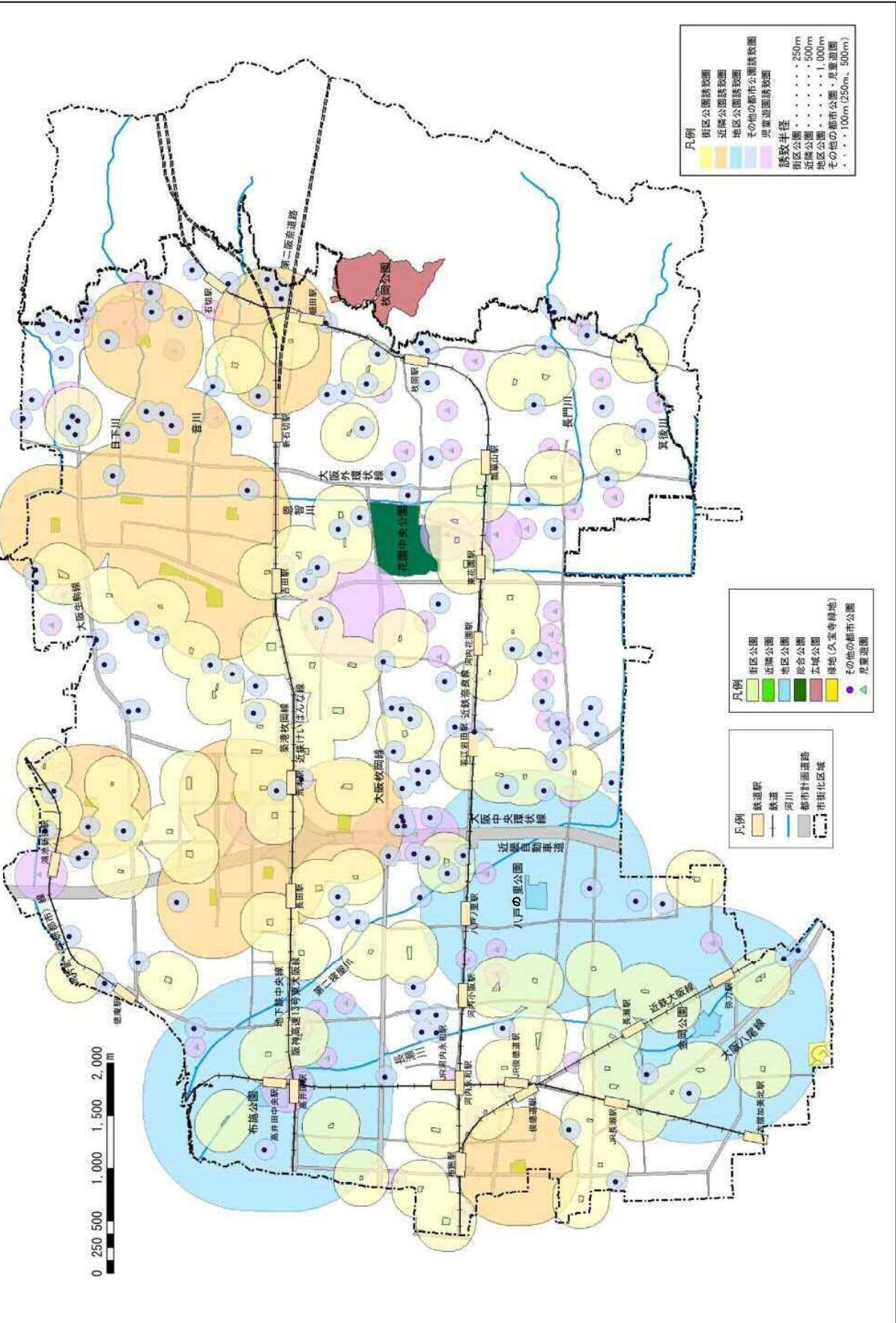


図 13 都市公園等の誘致圏図（既開設の公園等）



2) 都市公園以外の施設緑地

都市公園以外の施設緑地については、公共施設緑地と民間施設緑地があります。

公共施設緑地については、児童遊園が6.4ha、史跡公園が0.2haあります。また、市民運動広場が6.5ha設置されているほか、公共の運動場が53.2haあります。その他にも公共公益施設の植栽地が19.9ha、道路や駅前広場に設置している植樹帯・街路樹が25.1haあります。

また、民間施設緑地については、生産緑地地区を除く農地(宅地化農地、市街化調整区域農地)が92.4ha、寺社仏閣地の境内地における植栽地が11.0ha、民有の樹林地が70.0haあります。

表 6 都市公園以外の施設緑地一覧

(令和2年3月時点)

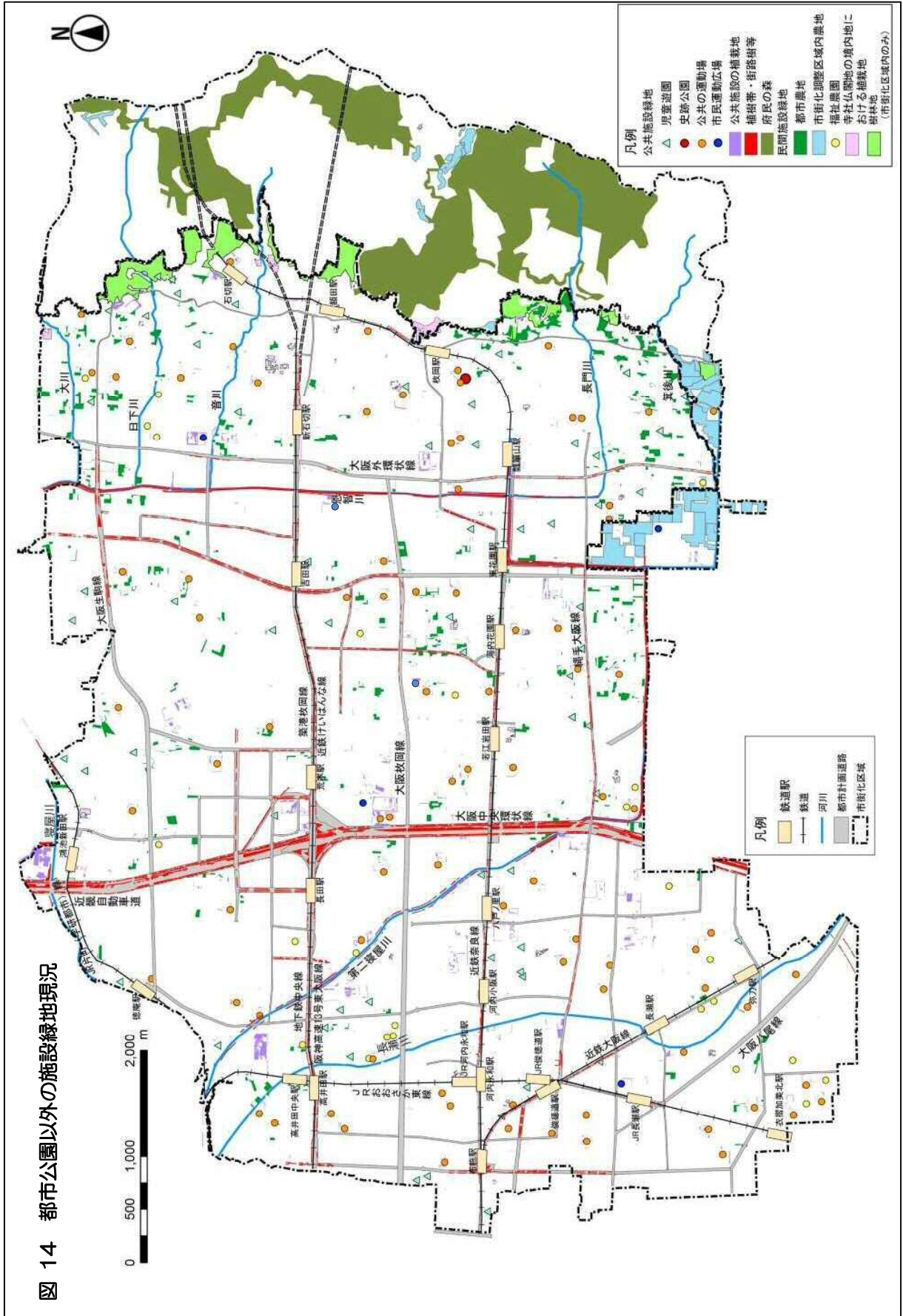
	緑地種別	都市計画区域内面積 (ha)	市街化区域内面積 (ha)
公共施設緑地	児童遊園	6.4	6.4
	史跡公園	0.2	0.2
	公共の運動場	53.2	51.9
	市民運動広場	6.5	4.7
	公共公益施設の植栽地	19.9*	19.9*
	植樹帯・街路樹	25.1*	25.1*
	府民の森	270.0	0.0
	治水緑地	36	14
民間施設緑地	農地(生産緑地地区を除く)	92.4	46.1
	寺社仏閣地の境内地における植栽地	11.0*	10.6*
	樹林地	70.0*	70.0*

※ 航空写真(平成31年3月)を元に計測

※樹林地については地域制緑地に該当する分を除く

出典：各課提供資料

図 14 都市公園以外の施設緑地現況



(5) 地域制緑地の現況

地域制緑地とは主に法や条例により土地利用をコントロールし確保する緑地です。本市における地域制緑地は、特別緑地保全地区、風致地区、生産緑地地区、近郊緑地保全区域、国定公園、河川区域、保存樹・保存樹林があります。

- ① **特別緑地保全地区**は、都市緑地保全法(現：都市緑地法)に基づき、風致又は景観が優れており、動植物の生息地又は生育地として適切に保全する必要があることから 0.5ha 指定されています。
- ② **風致地区**は、都市の風致を維持するために、都市計画法によって定められた地区で、383.0ha 指定されており、一定の行為に対して規制をかけています。
- ③ **生産緑地地区**は、市街化区域内において緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的に、都市計画の「地域地区」のひとつとして定められた地域です。生産緑地法に基づき、108.5ha を指定しています。
- ④ **近郊緑地保全区域**は、無秩序な市街化のおそれがある都市近郊の緑地に対し、文化財の保全、緑地の保全又は観光資源の保全若しくは開発に資することを目的とするものであり、東部の市街化調整区域内の生駒山のみどりのうち 1045.0ha を指定しています。
- ⑤ **国定公園**は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とし、本市では、和歌山、奈良におよぶ金剛生駒紀泉国定公園の一翼を担う生駒山系 840.7ha が自然公園法に基づき、特別区域に指定されています。
- ⑥ **河川区域**は、災害の防止と流水の正常な機能の維持を図る河川法によって指定されている区域であり、本市においては、第二寝屋川や恩智川等を始めとした河川区域は約 37.9ha あります。
- ⑦ **保存樹・保存樹林**は、「都市の美観風致を維持するための樹木の保全に関する法律」に準じた本市の施行細則に基づき、保存樹 14 本、保存樹林 11 か所(2.8ha)が指定されています。

表 7 地域制緑地一覧

(令和2年3月時点)

緑地の種別	都市計画区域内面積 (ha)	市街化区域内面積 (ha)	関連法
特別緑地保全地区	0.5	0.5	都市緑地法
風致地区	383.0	44.1	都市計画法
生産緑地地区	108.5	108.5	生産緑地法
近郊緑地保全区域	1,045.0	0.0	近畿圏の保全区域に関する法律
国定公園	840.7	0.0	自然公園法
河川区域	37.9*	36.3*	河川法
保存樹・保存樹林	2.8	2.8	都市の美観風致を維持するための樹木に関する法律

※航空写真を用いて計測した河川延長および平均河川幅をもとに河川区域面積を算出

図 15 地域制緑地の現況図

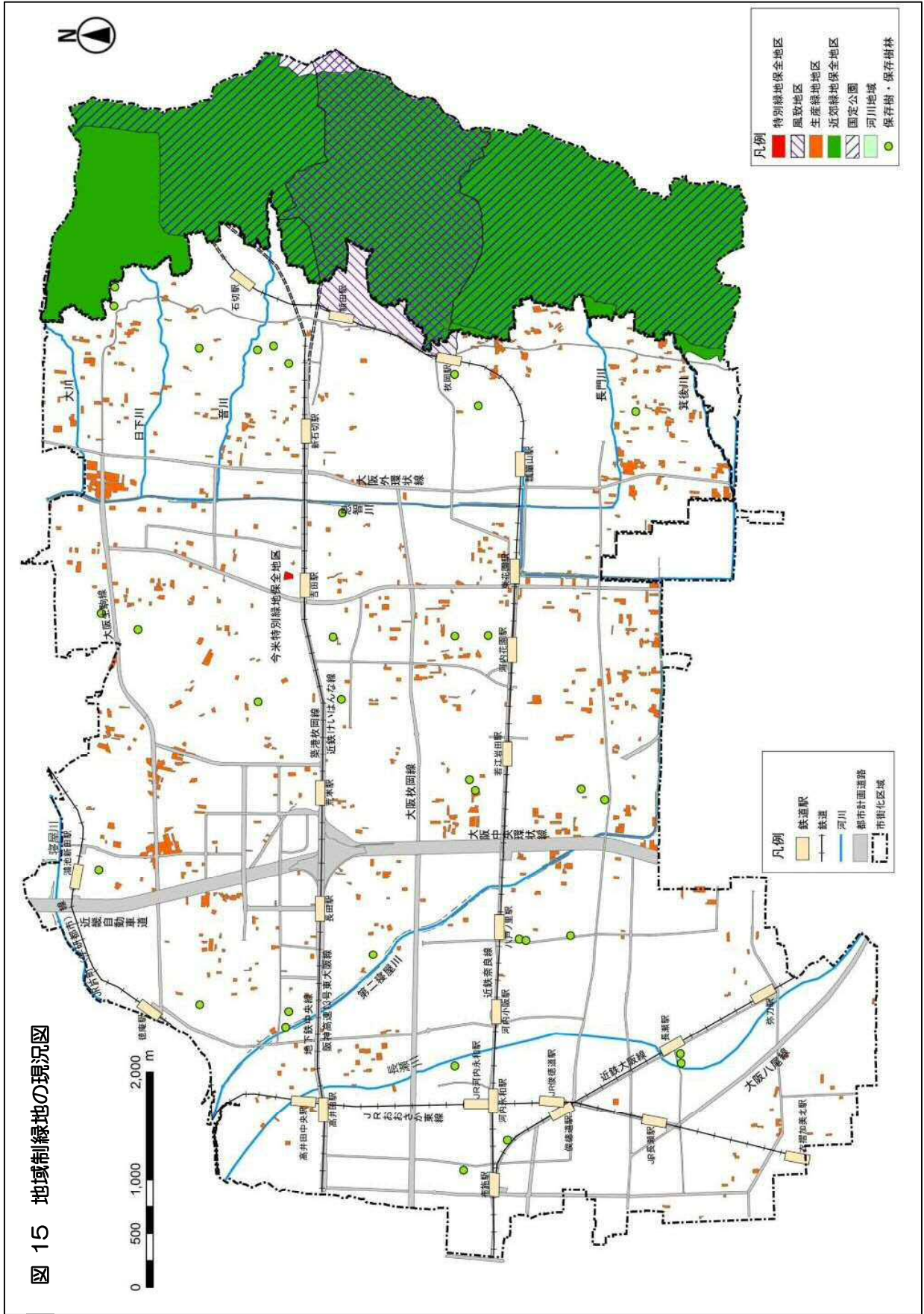


表 8 本市の緑地の数量一覧

(令和2年3月時点)

		緑地種別	都市計画区域内 面積 (ha)	市街化区域内 面積 (ha)
施設緑地	都市公園	都市公園	140.4	96.6
		公共施設緑地	児童遊園	6.4
	史跡公園		0.2	0.2
	公共の運動場		53.2	51.9
	市民運動広場		6.5	4.7
	公共公益施設の植栽地		19.9	19.9
	植樹帯・街路樹		25.1	25.1
	府民の森		270	0.0
	治水緑地		36	14
	民間施設緑地		農地（生産緑地地区を除く）	92.4
		寺社仏閣地の境内地における植栽地	10.6	10.6
		樹林地	70.0	70.0
	重複			14.0 ^{*1}
施設緑地 合計			717.1	331.6
地域制緑地	法による地域	特別緑地保全地区	0.5	0.5
		風致地区	383	44.1
		生産緑地地区	108.5	108.5
		近郊緑地保全区域	1,045	0.0
		国定公園	840.7	0.0
		河川区域	37.9	36.3
		保存樹・保存樹林	2.8	2.8
重複			1171.5 ^{*2}	0.0
地域制緑地 合計			1247	192.2
施設緑地と 地域制緑地 の重複			313.8 ^{*3}	0.0
緑地合計			1650.4	523.8

※ 1 治水緑地と都市公園(花園中央公園)が重複

※ 2 近郊緑地保全区域、国定公園、風致地区が重複

※ 3 府民の森と風致地区と近郊緑地保全区域が重複

2-3. 旧計画の達成状況

(1) 目標値の達成状況

旧計画では、目標項目として「緑地の確保目標」や「緑化の目標」を掲げ、20年後の当面目標、50年後の超長期目標を設定していました。旧計画に掲げられたみどりの量や緑被率の目標値の達成状況については、すべての項目で、目標が達成できていないだけでなく、計画策定時の数値よりも減少していました。

表 9 旧計画の目標値の達成状況

目標項目	平成 11 年度	現況	目標(令和 2 年度)
みどりの量	約 1,700*	約 1,650	約 1,840*
施設緑地の量	約 740*	約 720	約 840*
地域制緑地の量	約 1,270*	約 1,250	約 1,320*
緑被率	約 6.7	約 6.2	約 7.4

※平成 11 年度と現在の緑地の量を同条件で比較するため、現在の緑地の定義にて再測定した値へ修正

(2) 施策の達成状況

旧計画では、4つの基本方針「みどりの骨格の形成」「身近なみどりの保全・創出」「みどりの多面的機能を活かした取組の推進」「みどりの多面的機能を活かした取組の推進」にもとづく取り組みを実施してきました。

その結果、施策 55 項目中、実施または一部実施と評価できるものは 45 項目あり、約 8 割については実施しました。

表 10 旧計画の施策の達成状況

項目	施策数	実施した 施策数
みどりの骨格の形成のための施策	11	11
身近なみどりの保全・創出のための施策	14	12
みどりの多面的機能を活かした取り組みの推進	16	14
多様な主体と協働によるみどりのまちづくりの推進	14	8
計	55	45

2-4. 市民ニーズの把握

世論調査結果をもとに、本市のみどりにかかわる市民ニーズを整理しました。

(1) 世論調査の実施概要

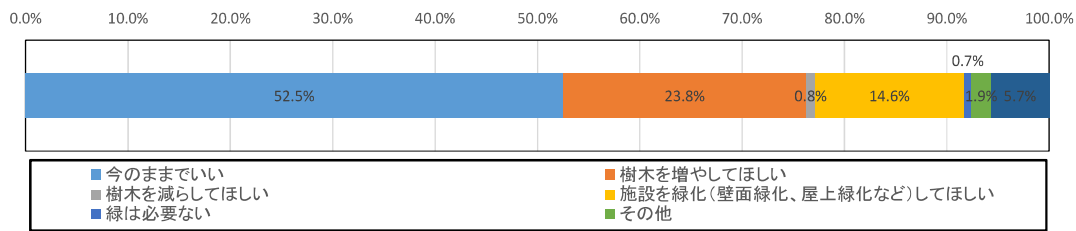
調査地域：東大阪市内
 調査対象：市内全域在住の満18歳以上の市民
 標本数：2,700人
 抽出方法：住民基本台帳による等間隔抽出法
 調査方法：郵送調査法（督促状1回発送）
 調査期間：令和元年7月24日（水）～令和元年8月9日（金）
 有効回収数：1,351票（50.0%）

(2) 回答結果

1) 公共施設・公園や緑地、歩道の「みどり」について

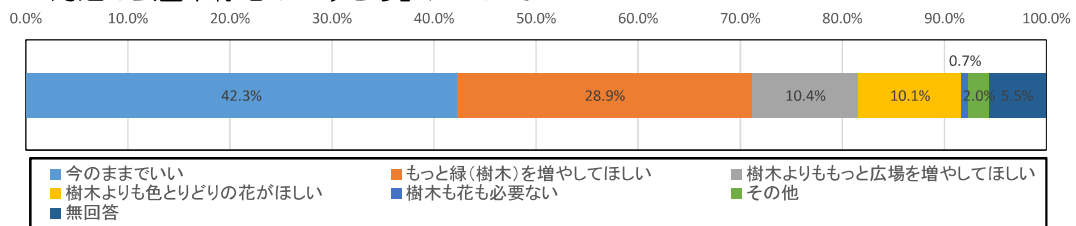
公共施設の「みどり」については、「今のままでいい」が約50%、公園や緑地、及び歩道の「みどり」については、いずれも同約40%と最も多くなっています。

■周辺の公共施設の「みどり」について

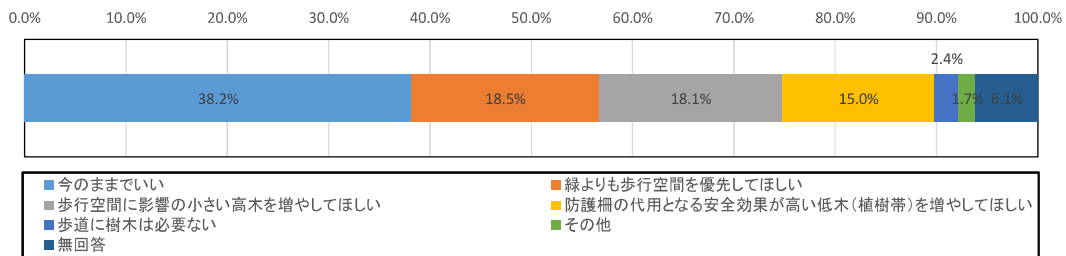


(n=1,351)

■周辺の公園や緑地の「みどり」について



■周辺の歩道の「みどり」について



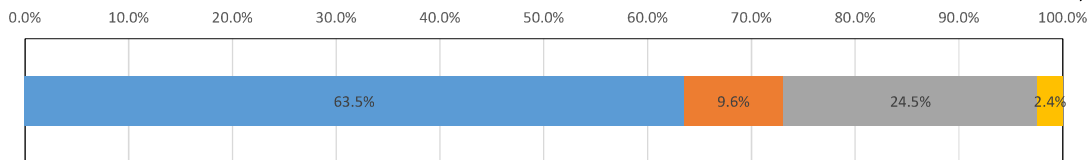
(n=1,351)

2) 民有地の「みどり」について

周辺の住宅（共同住宅を含む）敷地内の「みどり」については、「緑は必要」が63.5%、周辺の工場や事業所の敷地内の「みどり」については、同72.8%とそれぞれ最も多くなっています。

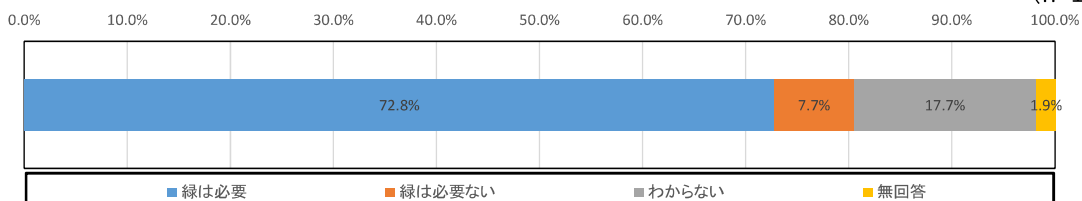
■周辺の住宅（共同住宅を含む）の「みどり」について

(n=1,351)



■周辺の工場や事業所の敷地内の「みどり」について

(n=1,351)

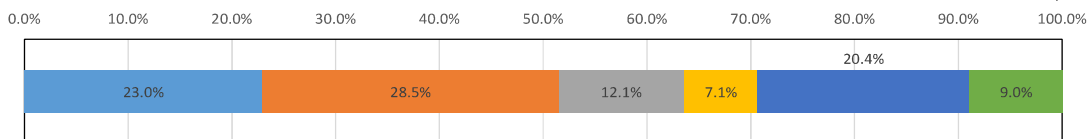


3) 「農地」について

- 住宅地周辺にある「農地」や「市民農園」については、「必要と思う」「どちらかと言えば必要と思う」の合計がいずれも半数以上を占めています。

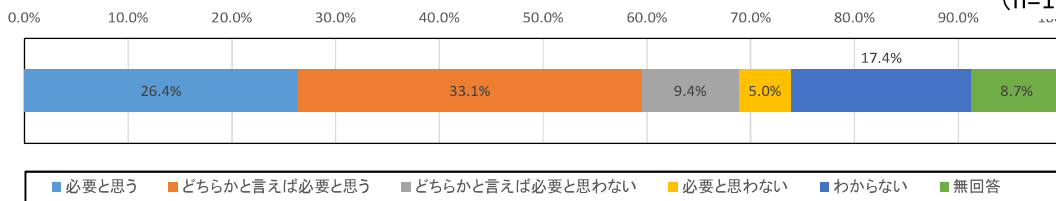
■住宅地周辺にある「農地」について

(n=1,351)



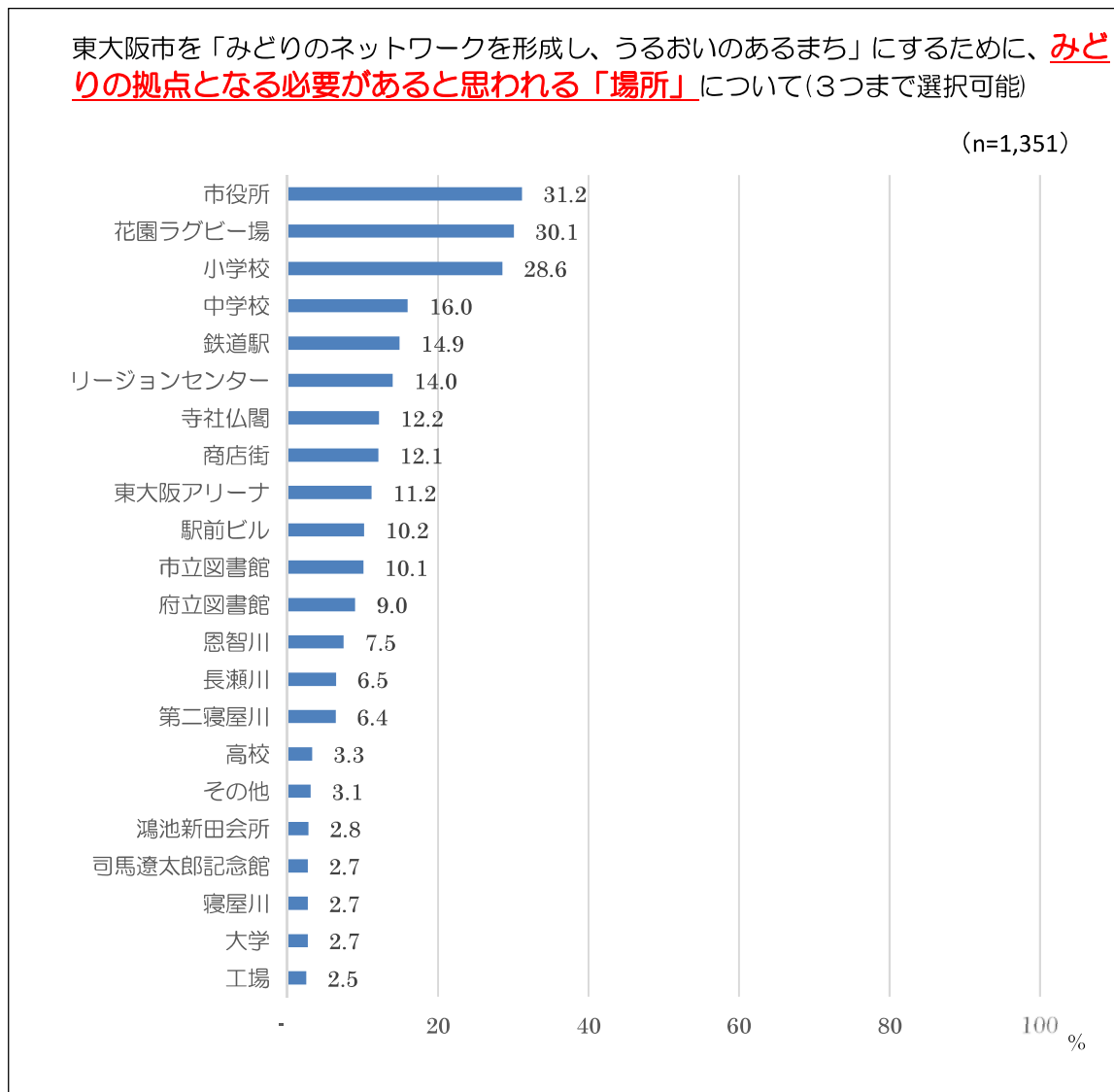
■住宅地周辺の「市民農園」について

(n=1,351)



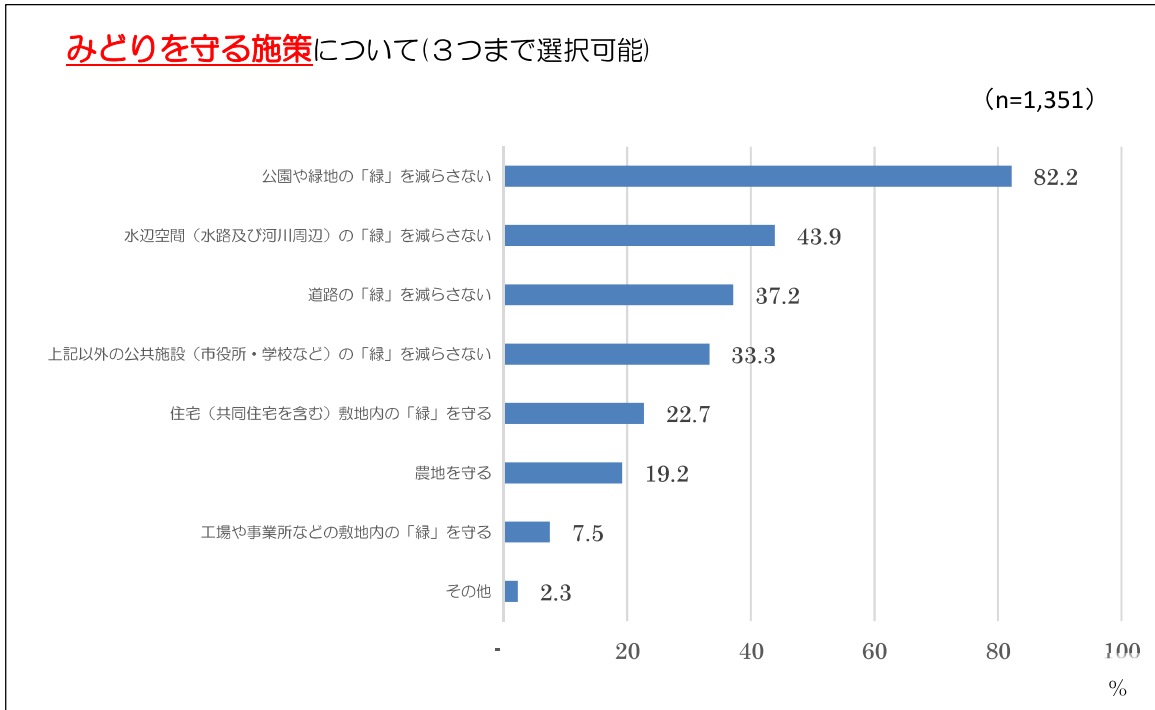
4) みどりの拠点について

みどりの拠点となる必要があると思われる場所については、「市役所」「花園ラグビー場」「小学校」がいずれも約30%を占めており、本市全体の顔となる公共施設や、各地域の活動拠点となっている小学校が、みどりの拠点となることが期待されていることがうかがえます。



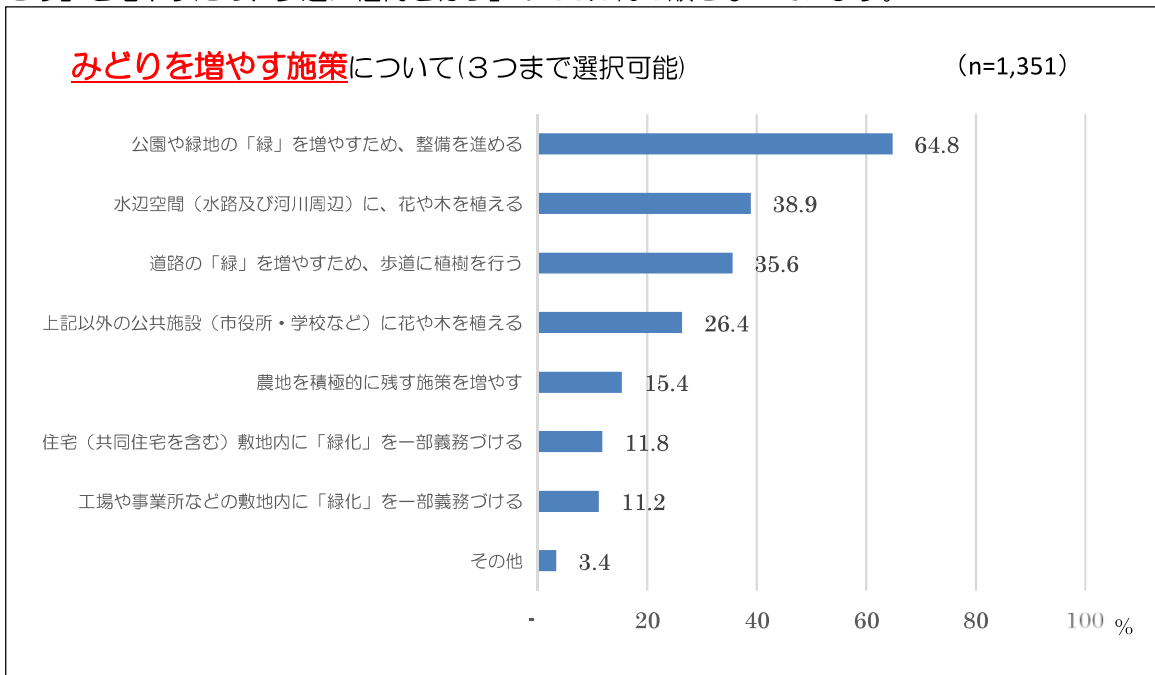
5) みどりを守る施策について

みどりを守る施策については、「公園や緑地の「緑」を減らさない」が82.2%で最も多く、次いで「水辺空間（水路及び河川周辺）の「みどり」を減らさない」が43.9%、「道路の「みどり」を減らさない」が37.2%の順となっています。



6) みどりを増やす施策について

みどりを増やす施策については、「公園や緑地の「緑」を増やすため、整備を進める」が64.8%で最も多く、次いで「水辺空間（水路及び河川周辺）に、花や木を植える」が38.9%、「道路の「みどり」を増やすため、歩道に植樹を行う」が35.6%の順となっています。

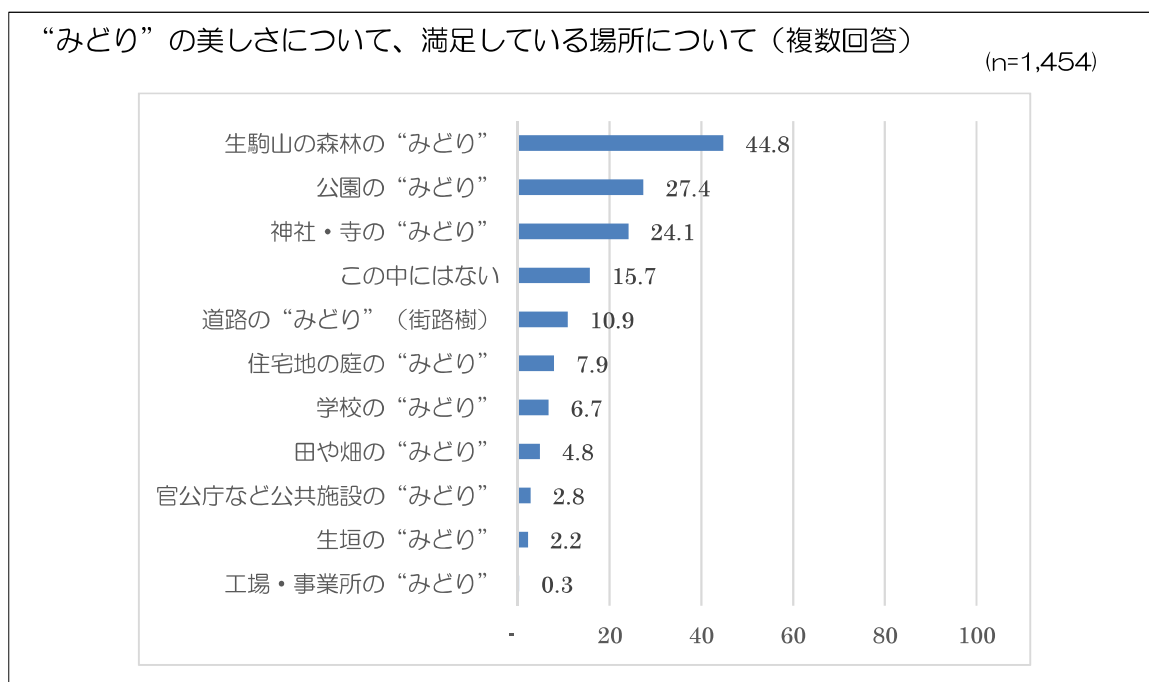


(参考)平成 26 年度世論調査

本市全体のみどりの美しい場所や総合的な緑の満足度について、平成 26 年度調査より抜粋したものが以下に示します。

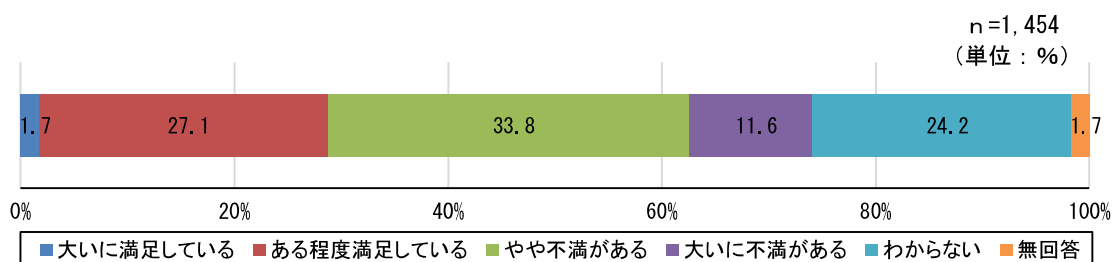
1) “みどり” の美しさについて、満足している場所について（複数回答）

“みどり” の美しさに満足している場所については、「生駒山の森林の“みどり”」が 44.8%で最も多く、次いで「公園の“みどり”」が 27.4%、「神社・寺の“みどり”」が 24.1%の順となっています。



2) 本市の“みどり”を総合的にみた満足度について

本市の“みどり”の総合満足度については、「大いに満足している」「ある程度満足している」を合わせた“満足している”が 28.8%と3割弱となっています。



まとめ

- 公共施設の「みどり」を保全していくことが望まれている
- 住宅地や事業所などの私有地の「みどり」を増やすことが望まれている
- 住宅地周辺の農地の保全が望まれている
- 庁舎・学校等の公共空間施設がみどりの拠点として望まれている
- 緑への満足している市民を増やすことが望まれている

2-5. 上位計画・関連計画

(1) 関連する国の施策

平成 15(2003)年に東大阪市みどりの基本計画が策定されて以降、国等において次のような関連法が制定または改定されるとともに、関連政策が展開されています。

表 11 国の関連法・関連政策

年	項目	概要
平成 15 年	政策	美しい国づくり政策大綱 公表
平成 16 年	関連法	都市緑地法の制定（旧都市緑地保全法）
		都市公園法の改正
		景観法の制定
平成 19 年	政策	「新しい時代における「みどり」の整備・保全・管理と総合的な施策の展開について」公表
平成 24 年	政策	第四次環境基本計画の制定
平成 24 年	政策	生物多様性国家戦略の制定
平成 25 年	政策	ヒートアイランド対策要綱の制定
平成 27 年	関連法	都市農業振興基本法の制定
平成 27 年	政策	気候変動への適応計画の制定
平成 28 年	政策	地球温暖化対策計画の制定
平成 28 年	政策	都市農業振興基本計画の制定
平成 28 年	政策	「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」最終とりまとめの公表
平成 29 年	関連法	都市緑地法等の一部を改正する法律の制定
平成 30 年	関連法	都市農地の貸借の円滑化に関する法律の制定

(2) 近年の関連法・関連計画

1)「都市農業振興基本法」【平成 27 (2015)年5月】、「都市農業振興基本計画」【平成 28(2016)年5月】

食の安全・安心の意識の高まりや地産地消の観点から、自ら農作物を育てることへのニーズが高まっています。また、都市への人口流入の収束による開発圧の低下、ゆとりや潤いを求めるライフスタイルや価値観の広がり、防災意識の向上などにより、良好な生活環境を形成する貴重な緑地や災害時の避難場所などにもなる都市農地の役割が見直されています。

こうしたことを背景に、都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市農業の有する機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的として、平成 27(2015)年に「都市農業振興基本法」が制定されました。また、同法に基づき、平成 28(2016)年に国において、都市農業の振興に関する施策についての基本的な方針などを示した「都市農業振興基本計画」が定められました。

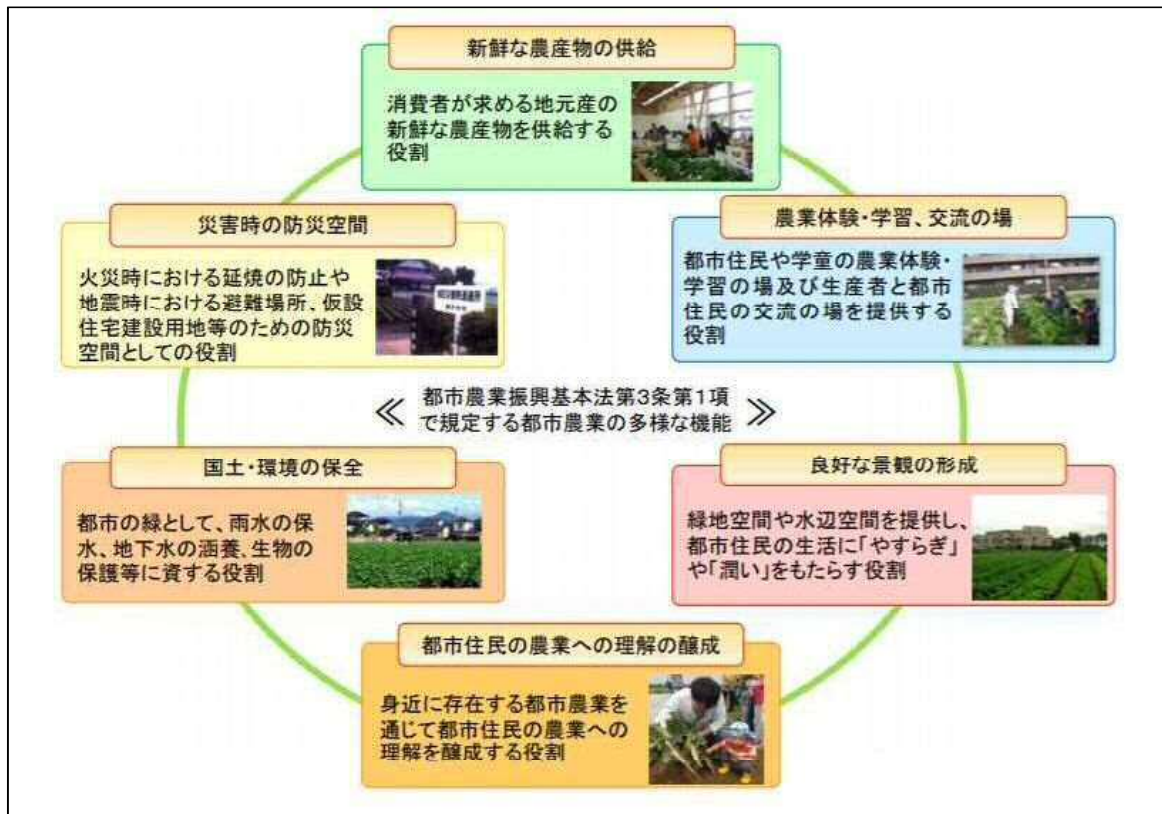


図 16 都市農地の主な役割

出典：都市農業振興基本法のあらまし

2) 「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」最終とりまとめ【平成28(2016)年5月】

少子高齢化や人口減少など都市を取り巻く社会状況の大きな変化を踏まえ、みどりとオープンスペース政策はみどりとオープンスペースのポテンシャルを都市のため、地域のため、市民のために最大限引き出すことを重視するステージへの移行が求められています。

オープンスペースの再編や利活用のあり方、まちの活力と個性を支える都市公園をはじめとするみどりとオープンスペースの新たな時代に向けた基本的考え方と施策の方向性を「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」にてとりまとめ、今後の都市公園やオープンスペースのあり方について以下の戦略を重点的に推進すべきとされています。

①みどりとオープンスペースによる都市のリノベーションの推進

集約型都市構造化に向けた都市の再構築の中で、民有緑地や農地等を含めた総合的な視点からみどりとオープンスペースの確保、活用を戦略的に推進 等

②より柔軟に都市公園を使いこなすためのプランニングとマネジメントの強化

地域の特性やニーズに応じた都市公園のポテンシャル発揮のための計画、地域の特性に応じた施設の設置促進、多様な主体との連携によるマネジメントの強化 等

③民との効果的な連携のための仕組みの充実

様々なステークホルダーとの連携による施策推進に向けた体制の構築、人材の育成、活用 等

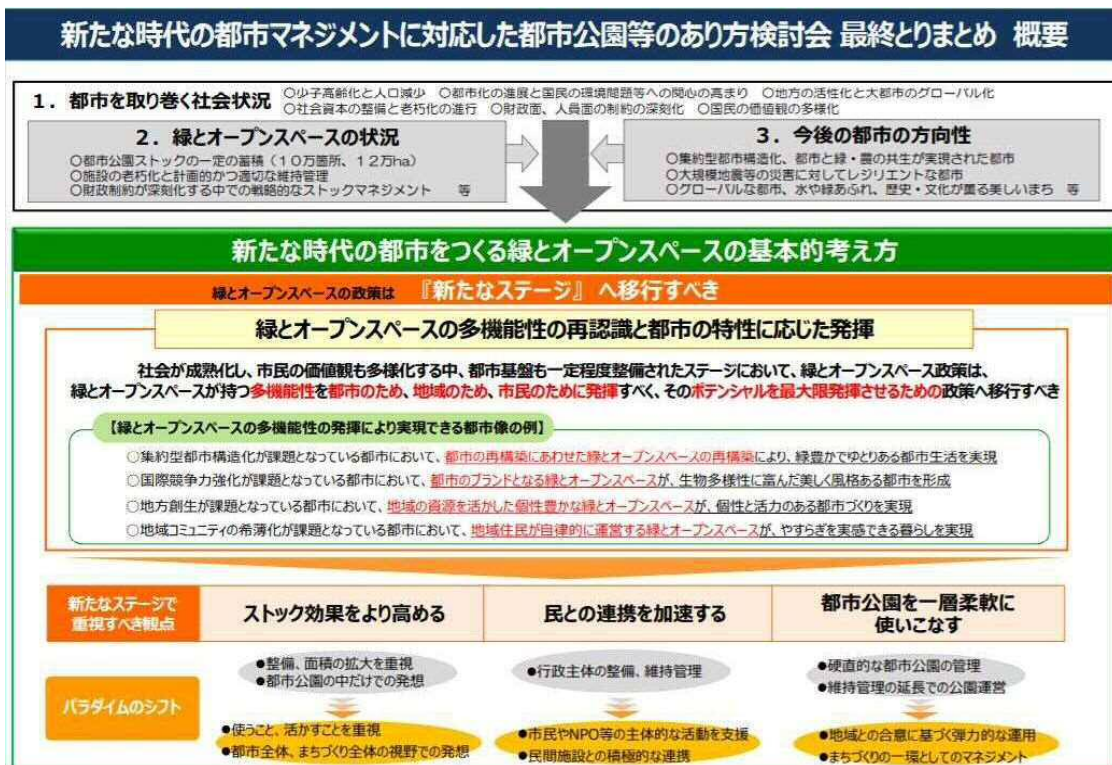


図 17 都市公園等のあり方検討会最終とりまとめ概要

3) 「都市緑地法等の一部を改正する法律」【平成 29(2017)年6月】

平成 29 (2017) 年 5 月、様々な役割を担っている都市の緑空間を、民間の知恵や活力をできる限り活かしながら保全・活用していくため、「都市緑地法等の一部を改正する法律」が施行されました。

①都市緑地法の改正

平成 27 (2015) 年 4 月に制定された都市農業振興基本法において都市農地が都市に「あるべきもの」と位置付けられたことを踏まえ、農地も緑地に含まれることが明確化された。また、空き地の有効活用などにより都市のみどりとオープンスペースを確保する取組を推進する「市民緑地認定制度」の創設や、民間団体等による緑地保全や緑化推進に係る取組の推進を図る「緑地管理機構（みどり法人）制度」の拡充が行われた。

②都市公園法の改正

PFI 事業に係る設置管理許可期間の延伸や、「公募設置管理制度」の創設、社会福祉施設の占用許可対象への追加とともに、「協議会制度」の創設により公園管理者と地域の関係者とが必要な協議を行うための協議会を組織することができるようになるなど、民間活力を最大限に活用するための制度の充実が図られた。

③生産緑地法の改正

都市内の緑地等が継続的に減少する中、より小規模な農地等においても緑地機能の発揮が期待されることから、生産緑地地区の下限面積を地域の実情に応じて条例により 300 m²から 500 m²未満の範囲で定めることが可能となるとともに、経営の安定を通じて農地等の安定的な保全を図るという趣旨から、生産緑地地区内における設置可能な施設として、製造・加工施設や直売所、農家レストランが追加された。



図 18 都市緑地法等の改正内容概要

4) 「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」【平成 30(2018)年9月】

都市農業は、都市住民に地元産の新鮮な野菜などを供給するだけでなく、防災空間や緑地空間など多様な機能をもっており、農業従事者の減少・高齢化が進展しています。

これらの機能を発揮させていくために、貸借により都市農地を有効活用することを考えていくことが重要であり、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」が施行されました。

都市農地の貸借の円滑化にかかる法律に基づき、相続税の納税猶予の適用を受けたまま、自ら耕作を行う方や市民農園を開設する方へ都市農地(生産緑地)を貸借することが可能となりました。

5) 東大阪市の上位・関連計画

本市においては、平成 15(2003)年に東大阪市みどりの基本計画を改定して以降、複数の上位計画、関連計画を策定・改定しており、改定計画は、次に示す上位計画に適合し、関連計画と調和を図る必要があります。

表 12 上位計画及び関連計画

区分		策定年次	計画名
上位計画【適合】	①	令和 3 (2021) 年 4 月	東大阪市総合計画
	②	平成 25 (2013) 年 3 月	東大阪市都市計画マスタープラン
	③	昭和 57(1982)年9月	金剛生駒区域保全区域整備計画
関連計画【調和】	④	令和 3 (2021) 年 4 月	東大阪市環境基本計画
	⑤	平成 27 (2015) 年 4 月	東大阪市景観計画
	⑥	令和 2 (2020) 年 3 月	東大阪市地域防災計画
	⑦	令和 2 (2020) 年 3 月	東大阪市国土強靱化地域計画

① 東大阪市第三次総合計画（令和3（2021）年4月）

項目	概要	
基本構想【適合】	つくる・つながる・ひびきあう 感動創造都市 東大阪	
重点施策	花園中央公園の活用	官民連携手法の活用やさまざまなイベントの開催などを通じ、花園中央公園の魅力をより一層高め、市のランドマークとして活性化を図ります。
分野別施策	公園整備やみどりの確保	今後も引き続き公園整備やみどりの確保に努めるとともに、公園の活性化、利用者の利便性向上のため、民間事業者と連携した公園管理・運営の導入を進めます。
施策の方針	みどり・公園などの憩いの場の保全、創出	市民の身近な憩いの場や、にぎわい創出の場として、民間のノウハウも活用しながら、魅力ある公園の整備を進めます。さらに生駒山のみどりを保全するとともに、農地をはじめとした市街地のみどりを創出するよう努めます。

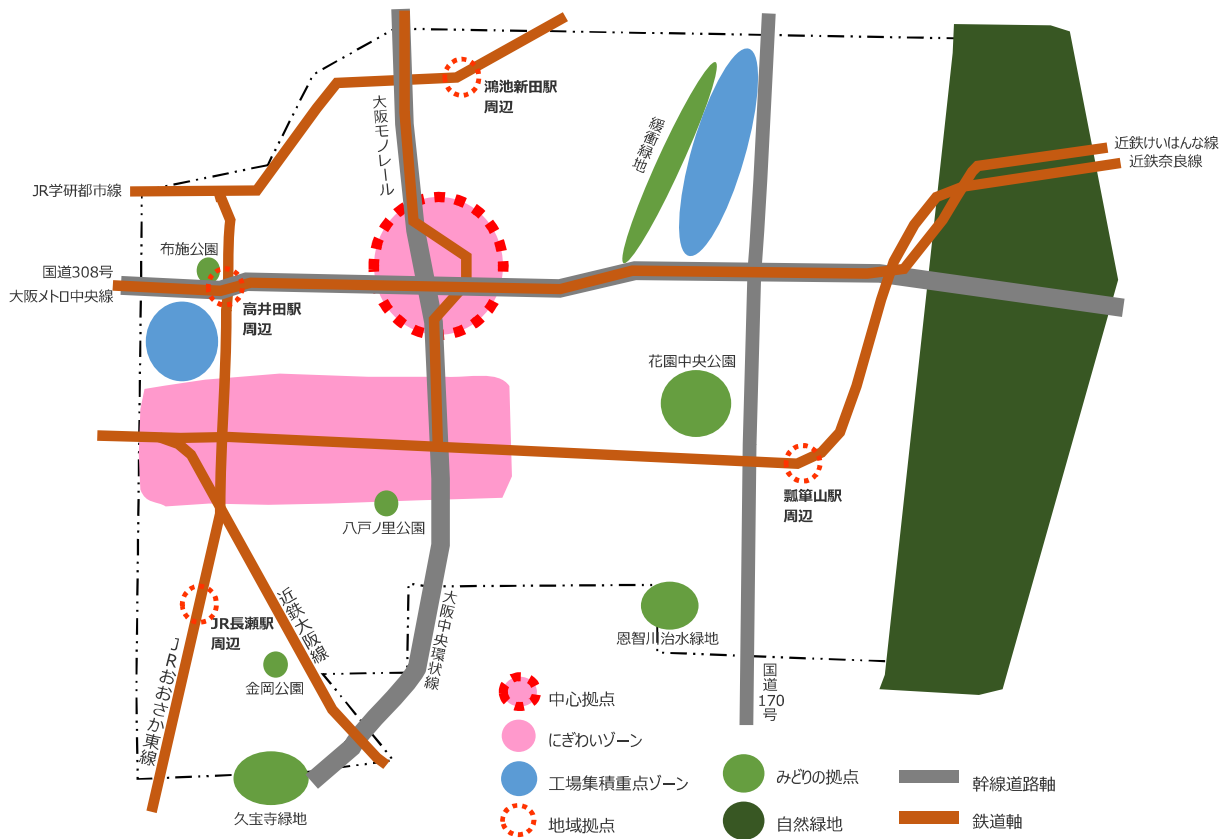


図 19 総合計画における土地利用の方向性

② 東大阪市都市計画マスタープラン（平成 25（2013）年 3 月）

項目	概要	
基本方針【適合】	みどりをつなぐ～都市の骨格をつくる～ 水・みどり・歴史のネットワークを形成し、都市内にうるおいを導入します	
施策の方針	うるおい軸の形成	生駒山の豊かな自然環境と山麓の歴史・文化環境、市街地の公園・緑地などを道路沿道や鉄道沿線の緑化促進や河川堤防の緑道化等による水とみどりと歴史のネットワークとなる「うるおい軸」の形成を図ります。
	うるおい拠点の形成	自然とふれあうレクリエーション拠点としての活用を図る自然環境拠点、生駒山麓の歴史・文化資源等のみどりとあわせた保全・連携等を図る歴史・文化拠点、市民の憩いやレクリエーション拠点となるとともに災害時に避難地や防災拠点となる水・緑の拠点といった「うるおい拠点」の形成を図ります。

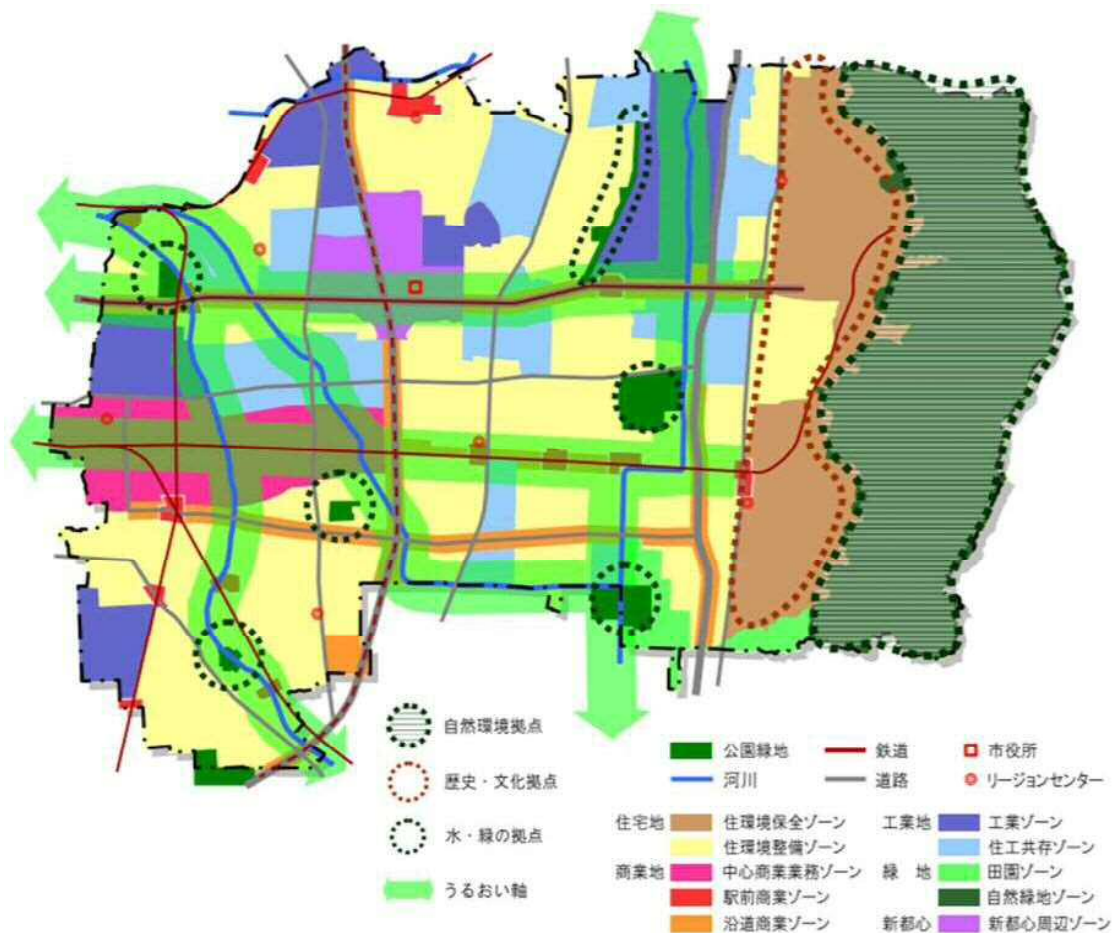


図 20 都市計画マスタープラン基本方針「みどりをつなぐ」

③ 金剛生駒区域保全区域整備計画（昭和 57(1982)年9月）

項目	概要	
基本構想	整備の基本的方向	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域開発との調整、樹林地の荒廃防止等により緑地の保全、回復に努める。 ● 区域の自然の多様な価値及び特性を活かしたより質の高い自然環境を創造する。
	土地利用の基本構想	地域のそれぞれの特性に応じ、区域内の各地区の有機的連携のもとに、総体としてスポーツレクリエーションゾーンを形成する。
	施設整備の基本構想	貴重な資源である緑の景観、文化財等を活用し、必要な施設の整備を行う。

④ 東大阪市環境基本計画（令和3（2021）年4月）

項目	概要	
環境の都市イメージ	みんなで引き継ぐ 豊かな環境・感動創造都市・東大阪市	
施策体系【調和】	都市環境の方針 魅力のある快適で安全なまちづくり	水・みどり歴史のネットワークを形成し、都市内にうるおいを導入します。
	自然環境の方針 身近に自然とふれあえるまちづくり	東大阪らしさが感じられる景観をつくる

⑤ 東大阪市景観計画（平成 27（2015）年4月）

項目	概要
基本目標	みんなが愛着と誇りをもち活気にあふれる環境実感都市・東大阪（住み、働き、学び、訪れてよい景観のまち・東大阪）
基本方針【調和】	<p>～生駒山と大和川がかたちづくった自然や地形をいかす～（自然景）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生駒の山並みと大和川の名残の地形をまもる ● 生駒山の貴重な自然環境をまもる ● 市街地にうるおいを創出し、水とみどりのネットワークを形成する

⑥ 東大阪市地域防災計画（令和 2（2020）年 3 月）

項目	概要	
施策の柱	災害に強いまちづくり	
施策の概要	空地の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 公園の整備 ● 緑地の保全 ● 治水緑地の整備推進 ● 農地の保全 ● 防災緩衝緑地の整備 ● オープンスペースの利用

⑦ 東大阪市国土強靱化地域計画（令和 2（2020）年 3 月）

項目	概要	
基本目標	(1) 人命の保護が最大限図られること (2) 市及び社会の重要機能が致命的障害を受けず維持されること (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 (4) 迅速な復旧復興	
事前に備えるべき8つの目標と対応施策	(1) 人命の保護が最大限図られる。 <ul style="list-style-type: none"> ● 緊急避難場所の整備 ● 治水施設の整備 	
	(7) 制御不能な二次災害を発生させない。 <ul style="list-style-type: none"> ● 緊急避難場所の整備 ● 私有林の保全 ● 農業用水路の改修 ● 都市農業活性化及び農地活用の促進 	

2-6. 本市のみどりの課題

本市のみどりをとりまく課題を以下の4つの視点から抽出整理しました。

(1) 旧計画の達成状況からみた課題

旧計画における目標値については、目標は全ての項目について未達成であり、実際には、目標が達成できていないだけでなく、全ての項目において計画策定時の数値が減少している状況にあることから、計画期間における目標値の見直しが必要であると考えています。

また、施策については、掲げる施策55項目中、実施または一部実施と評価できるものは45項目であり、約8割については実施しましたが、目標である緑地の確保にはつながっておらず、目標達成に向けた施策としては充分でなかったと考えられます。

そのため、改定にあたっては、施策の抜本的な見直しが必要であり、緑地の保全および緑化の推進による緑地量の確保に向けた実効性のある施策を検討することが必要です。

(2) みどりの量からみた課題

本市のみどりの量については、生駒山をはじめとする地域制緑地が市域東側に広がっているものの、市街化区域においては市街化の進行によって、みどりの量が減少を続けています。

また、都市公園について人口あたりでみると、市域全体では2.8㎡/人、市街化区域では1.9㎡/人と一般的な基準に照らして少ないのが現状です。

このため、減少するみどりの量に歯止めをかけ、本市のみどりを整備・確保していくことが必要です。

(3) みどりの質からみた課題

過年度実施した市民アンケート調査結果によると、本市の『みどりの総合満足度』について、“満足している”が約29%であるに対して、“不満がある”は約45%と半数近くになっています。また、本市の『みどりの美しさ』について、満足している場所としては「生駒山の森林」「公園」や「神社・寺」の評価は高いものの、「工場・事業所」「生け垣」や「官公庁など公共施設」のみどりについては評価が低くなっています。

このように、本市のみどりに対する市民の評価は必ずしも高いと言えないことから、特に市街地のみどりを中心に量だけではなく、質を高め、より市民の満足度上昇に役立てていくことが必要です。

このことから、適正に維持管理された美しいみどりに向け、本市のみどりの質の向上を図ることが求められます。

(4) 緑をとりまく新しい社会潮流からみた課題

地球温暖化や気候変動問題など地球環境に対する課題が大きくなる一方で、都市のみどりに対する私たちの認識、取り組みも大きく変化してきています。

近年の関連法制の制定をみても、都市緑地法の制定（平成16年）、都市公園法の改正（平成16年）、景観法の制定（平成16年）の他、最近では都市農業振興基本法の制定（平成27年）などがあり、新しい時代における「みどり」の整備・保全・管理に対する取り組みが推進されつつあります。

本市においても、これらの流れを受けたより多面的なみどりに関連する施策を推進していく必要があります。

まとめ

みどりの量と質における課題の解決に向け、みどりをとりまく新しい社会的潮流を踏まえ、緑地の保全と緑化の推進の施策を計画的かつ効果的に事業を進めることを可能とするみどりの基本計画が必要といえます。

Ⅲ 計画の目標とフレーム

- 3-1. 基本目標・基本方針
- 3-2. みどりの将来像
- 3-3. 計画フレーム
- 3-4. 計画の目標水準

3-1. 基本目標・基本方針

(1) 基本目標

改定計画の基本目標は、令和3年4月公表の東大阪市第三次総合計画の基本構想に即する必要があることから、総合計画の基本構想においてめざす将来都市像とします。

基本目標

つくる・つながる・ひびきあう感動創造都市 東大阪

(2) 基本方針

改定計画の基本方針は、都市計画マスタープランに適合する必要があることから、都市計画マスタープランにおいて都市づくりの基本方針である「水・みどり・歴史のネットワークを形成し、都市内にうるおいを導入します」とします。

基本方針

水・みどり・歴史のネットワークを形成し、
都市内にうるおいを導入します

3-2. みどりの将来像

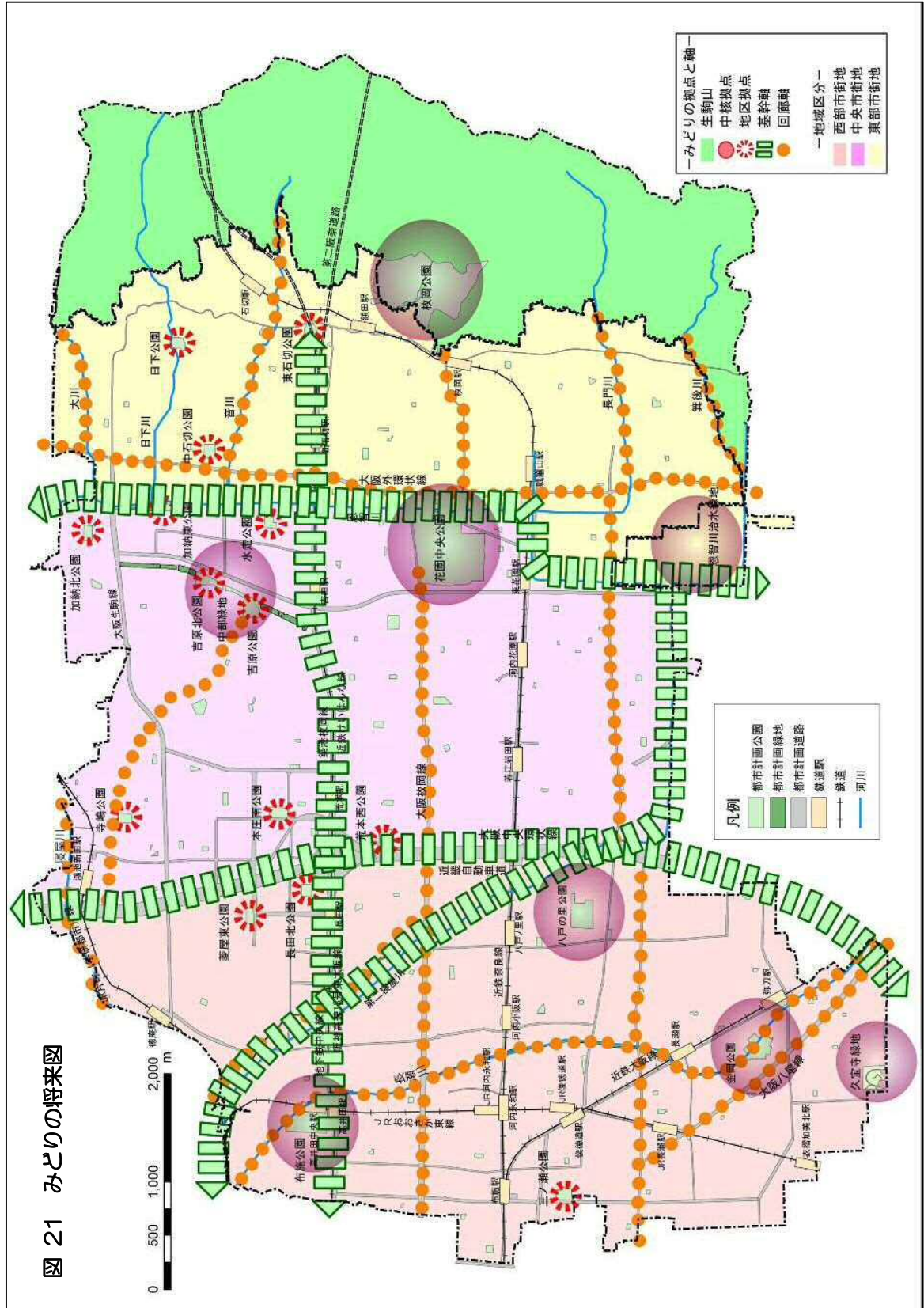
本市のみどりの将来像を示したものが次図です。

本市のみどりのシンボルである「生駒山」を母体に、大規模な公園緑地を中核拠点として、中規模ものを地区拠点として配し、一方、基幹軸や回廊軸によってそれらをつないでいくことを目指します。

これは、生駒山を活かしながら、道路（歩道、緑道）や河川により、身近なみどりを市街地内にネットワークすることによって、日常的に身近なみどりと触れ合う良好な都市環境の形成を目指すものです。

この将来像を達成するためには、本市のみどりのシンボルである生駒山を保全するとともに、レクリエーション、災害時の避難地、生物の生息地などの多様な機能を発揮する大規模緑地(4ha以上)と大規模緑地に連結する道路・河川における緑地を確保、充実していきます。

図 21 みどりの将来図



本市のみどりのシンボル、みどりの拠点、みどりの軸とその機能を示したものが下表です。

表 13 本市の骨格を形成するみどりの位置づけと機能

名称	位置づけ	機能の概要	機能の種類*
生駒山	シンボル 母なる緑地	本市全体の生き物の種の供給源であり、多様な生き物の生息、生育地の場 CO2 の吸収・酸素の供給、蒸発作用により、環境を保全する	環境保全
		市街地の修景緑地として背景を彩り、本市のシンボルとなる良好な自然景観を形成	景観形成
		樹木や草木が地面を覆い、その根が土壌を抑えることにより、雨による表面土壌の流出や、土砂崩れ等の防止	防災
		自然と触れ合うレクリエーションの場	レクリエーション
中核拠点	大規模緑地 (4ha 以上)	地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和、生物の生息、生息地の場	環境保全
		立地特性、利用形態や施設に応じた多様で个性的で魅力のある景観	景観形成
		災害時の救援・復旧基地、避難場所 雨水の貯留・浸透機能を高め、流出の抑制	防災
		市民の多様なレクリエーション拠点 市民の憩いや癒しの場 多様なスポーツ・レクリエーション活動、健康運動、文化活動等多様な活動の拠点	レクリエーション
地区拠点	身近なコミュニティ緑地	地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象緩和 身近な生き物の生息・生育地の場	環境保全
		立地特性、利用形態や施設に応じた多様で个性的で魅力のある景観	景観形成
		災害時の救援・復旧基地、避難場所 雨水の貯留・浸透機能を高め、流出の抑制	防災
		市民の憩いや癒しの場 日常のスポーツ・レクリエーション活動、健康運動、文化活動等多様な活動の拠点	レクリエーション
基幹軸	都市の骨格となる緑地軸	緑陰を形成し、夏の日差しを和らげ、周囲の気温上昇を抑えることでヒートアイランド現象の緩和、CO2 を吸収することで地球温暖化防止に役立つ 生物の移動を助け、促進する空間	環境保全
		まちなみに統一感を与え、沿道景観に彩り・季節感・うるおいをもたらす	景観形成
回廊軸	生駒山・基幹軸と中核拠点を相互に連結する軸	火災時の熱吸収・低減による延焼防止効果、地震時の家屋倒壊防止等の防災機能がある	防災
		散歩やジョギングを促進し、健康増進や精神的な充実感を与えてくれる。	レクリエーション

*次頁参照

(参考) 機能の種類からみだみどりについて

本市の緑地が発揮する機能は、種類別にみると、環境保全、景観形成、防災、レクリエーションに分類されます。

1) 環境保全機能

うるおい拠点とうるおい軸をつなぐ空間は、市民生活の心を潤す優しい移動空間となり、市民が安心して移動するだけでなく、都市のオアシスとして市民の感性をはぐくみ、心を癒す場としても機能します。また、つないだみどりにより、ヒートアイランド等の都市特有の気象緩和やCO2の吸収酸素の供給・地下水涵養などの直接的な都市の環境改善機能も期待できます

2) 景観形成機能

生駒山は、本市のシンボルとなる良好な自然景観を形成しており、市内から望む景観の背景となっています。この生駒山の良好な自然景観は、市街地の修景緑地として背景を彩り、整備されたうるおい拠点とうるおい軸は周辺の街と一体化し、調和した都市景観を形成します。

3) 防災機能

稠密な市街地の中で貴重な連続するオープンスペースとして、市民の安心安全を保障する防災のネットワークとして機能します。

うるおい拠点とうるおい軸にある樹木は建物の倒壊防止の役割を果たし、公園は避難地や復旧支援基地等としての役割を果たします。このことから、連続する空間は防災時の避難ルートや緊急車両等のアクセスルートとしても機能します。

4) レクリエーション機能

みどりは貴重なオープンスペースであり、うるおい軸の樹木は、四季の移ろいを感じさせ、市民のコミュニティを育む場となります。また、うるおい拠点を始めとする市民の身近な公園にあっては、子供からお年寄りに至るまで多様な世代の交流を活性化させ日常的なレクリエーションの場としても機能します。

3-3. 計画フレーム

改定計画の基本的事項となる対象区域、目標年次、計画人口などを次のように設定します。

(1) 対象区域

対象区域は、都市計画区域 6,178ha(市内全域)とします。ただし、市街化調整区域については、近郊緑地保全区域をはじめ、ほとんどの区域が、地域制緑地として既に保全が図られていることから、改定計画の施策の対象から除くものとします。

対象区域

都市計画区域 6,178ha (市内全域) (ただし、施策の対象は市街化区域とする)

(2) 目標年次

令和3年度を初年度とし、東大阪市第三次総合計画及び都市計画マスタープランの最終年次である令和12年度を目標年次とします。

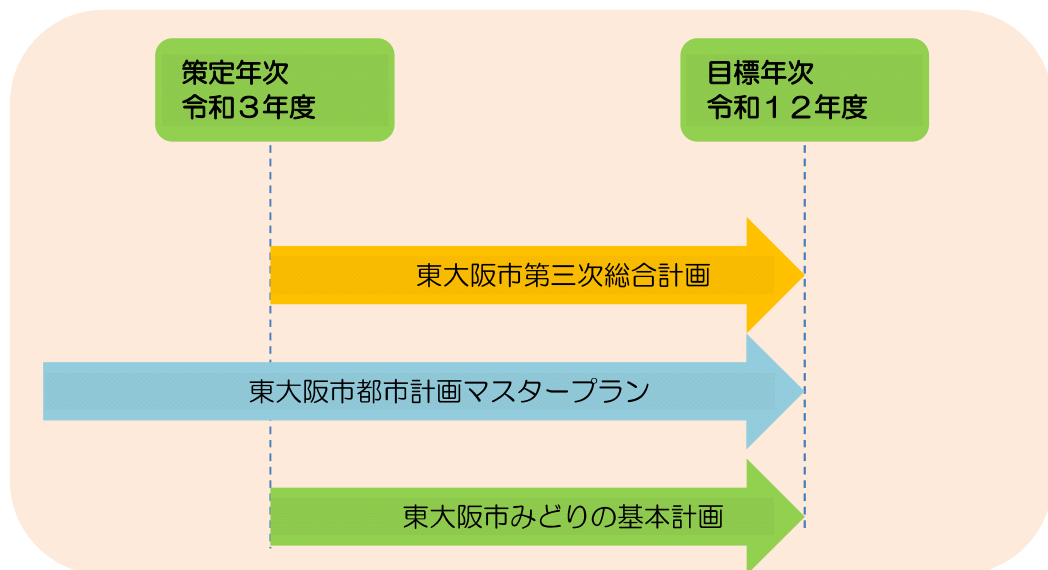


図 22 計画期間

(3) 計画人口

東大阪市第三次総合計画における人口推計値を参考として、目標年次における計画人口は453,192人とします。

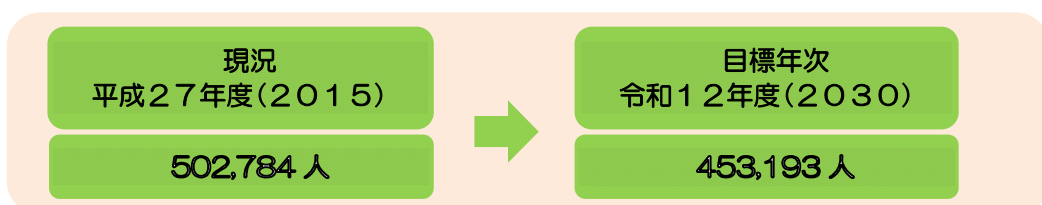


図 23 計画人口

3-4. 計画の目標水準

(1) 長期的な目標水準

市街化区域において、都市における緑地の長期的な目標値は、緑の基本計画ハドブックに基づくと、市街化区域の3割以上とされており、本市の市街化区域は 4,981ha であることから、市街化区域における緑地の長期的な目標値は 1,494ha となります。

緑地は施設緑地と地域制緑地に分類され、施設緑地は住民1人当たりの緑地の面積は 20㎡以上を確保することとなっており、本市の総合計画や都市計画マスタープランが目標年次とする 2030年の推計人口を基に算出しますと、本市の施設緑地の長期的な目標値は 906.4ha となります。

また、施設緑地は、都市公園と都市公園以外に分類されており、都市公園については、本市区域内の住民1人当たりの敷地面積の標準は 10平方メートル以上と、本市都市公園条例に定めており、本市の都市公園は 453.2ha が目標水準となります。

本市は、市街化調整区域の大部分が、既に地域制緑地として保全されており、緑地の長期的な目標を達成するためには、施設緑地を市街化区域内に整備する必要があります。

このことから、市街化調整区域にある都市公園(枚岡公園 43.8ha)を除いた 409.4ha を市街化区域内の都市公園の長期的な目標値とすることとし、残りの 497ha を都市公園以外の長期的な目標値とします。

よって、市街化区域において、906.4ha の施設緑地を確保し、残りの 587.6ha を地域制緑地によって確保することを長期的に目指します。

表 14 市街化区域における緑地の長期的な目標水準

	長期的な目標(ha)	算出方法	根拠	(参考)現状(ha)
緑地の目標水準	1,494.0	4,981(ha)×0.3	緑の基本計画ハドブック	523.8
内訳	施設緑地の目標水準	453,193(人)×20(m ²) =9,063,860(m ²) ≒906.4(ha)	緑の基本計画ハドブック	331.6
	都市公園の目標水準	453,193(人)×10(m ²) =4,531,930(m ²) ≒453.2(ha)	東大阪市都市公園条例	96.6
	都市公園以外の目標水準	453.2-43.8=409.4(ha)	—	235.0
	地域制緑地の目標水準	906.4-409.4=497(ha)	—	235.0
地域制緑地の目標水準	587.6	1,494.0-906.4 =587.6(ha)	—	192.2

東大阪市都市公園条例(抜粋)

(公園の設置基準)

第2条の2 本市の区域内的の公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、**10平方メートル以上**とし、市街地の公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。

(参考) 緑地の推移予測

本市の継続事業による令和元年度から目標年次(令和 12 年度)における緑地の推移予測は、施設緑地については、都市公園等の整備により 12.5ha、都市計画事業の実施による植樹帯の整備により 0.01ha 増加となっています。

また、地域制緑地については、生産緑地地区の指定要件緩和による指定の実績を、目標年次まで同様に推移すると予測すると、約 6.3ha 増加すると予測されます。

一方で、民有地である宅地化農地や生産緑地地区が、直近 10 年間のペースで今後も同様に減少した場合、宅地化農地は 26.8ha、生産緑地地区は 17.6ha 減少し、合計 44.4ha 減少することが予測されます。

このことから、本市の市街化区域の緑地については、目標年次において、令和元年度から約 25.6ha 減少することとなります。市が実施する事業による緑地の増加を、民有地の緑地の減少が上回ると予測されることから、本市の市街化区域の緑地は、継続事業のみでは今後も減少を続けてしまいます。

表 15 今後の緑地の推移予測

緑地の種類	名称	事業による 増加面積 (ha)	減少予測 面積 (ha)
施設緑地	都市計画公園	約 11.7 ^{※1}	—
	都市公園 (開発による帰属等)	約 0.8 ^{※2}	—
	公共施設緑地	約 0.01 ^{※3}	—
	宅地化農地	—	約 26.8 ^{※4}
地域制緑地	生産緑地地区	約 6.3 ^{※5}	約 17.6 ^{※6}
合計		約 18.8	約 44.4

※1 都市計画公園事業の実施目標

※2 過去の開発行為により帰属された都市公園の実績を踏まえた予測

※3 都市計画道路事業による植樹帯の面積目標

※4 過去 10 年間の宅地化農地の減少を踏まえた予測

※5 指定要件緩和後の指定実績を踏まえた予測

※6 過去 10 年間の地区指定廃止実績を踏まえた予測

(2) 改定計画における緑地の保全及び緑化の目標

改定計画の基本目標である「つくる・つながる・ひびきあう感動創造都市 東大阪」の実現に向けて、計画期間において目指すべき数値目標を設定します。

緑地が減少することが予測されていることから、継続、拡充事業に加えて新規事業を令和3年度から令和12年度において実施することにより、令和元年度の緑地の量を維持するとともに、質の向上を目指します。よって、目標値は量と質の2種類とします。

(1). 量の目標値

目標値①(施設緑地について)

表 16 市街化区域の施設緑地の目標値

今後の予測	約 26.8ha 減少	民有地の緑地(都市農地)は、今後も同様に減少
事業の効果	約 12.5ha 増加	都市計画事業の推進



	令和元年度	令和12年度(目標)	増減 (ha)
施設緑地(市街化区域)	約 331	約 317	約 14 減少

目標値②(地域制緑地について)

表 17 市街化区域の地域制緑地の目標値

今後の予測	約 11.3ha 減少	生産緑地地区は、今後も同様に減少
事業の効果	約 25.6ha 増加	緑化制度設立等の新規事業の推進



	令和元年度	令和12年度(目標)	増減 (ha)
地域制緑地(市街化区域)	約 192	約 206	約 14 増加

目標値③(緑地の総量について)

上記の2つの目標を達成することにより、緑地の総量を現状の緑地面積以上とします。市街化区域において、約 10.5%に相当する緑地を確保します
(参考：令和元年度末 約 10.5%)

表 18 市街化区域の緑地(総量)の目標値

	令和元年度	令和12年度(目標)	増減 (ha)
緑地の総量(市街化区域)	約 523	約 523	0

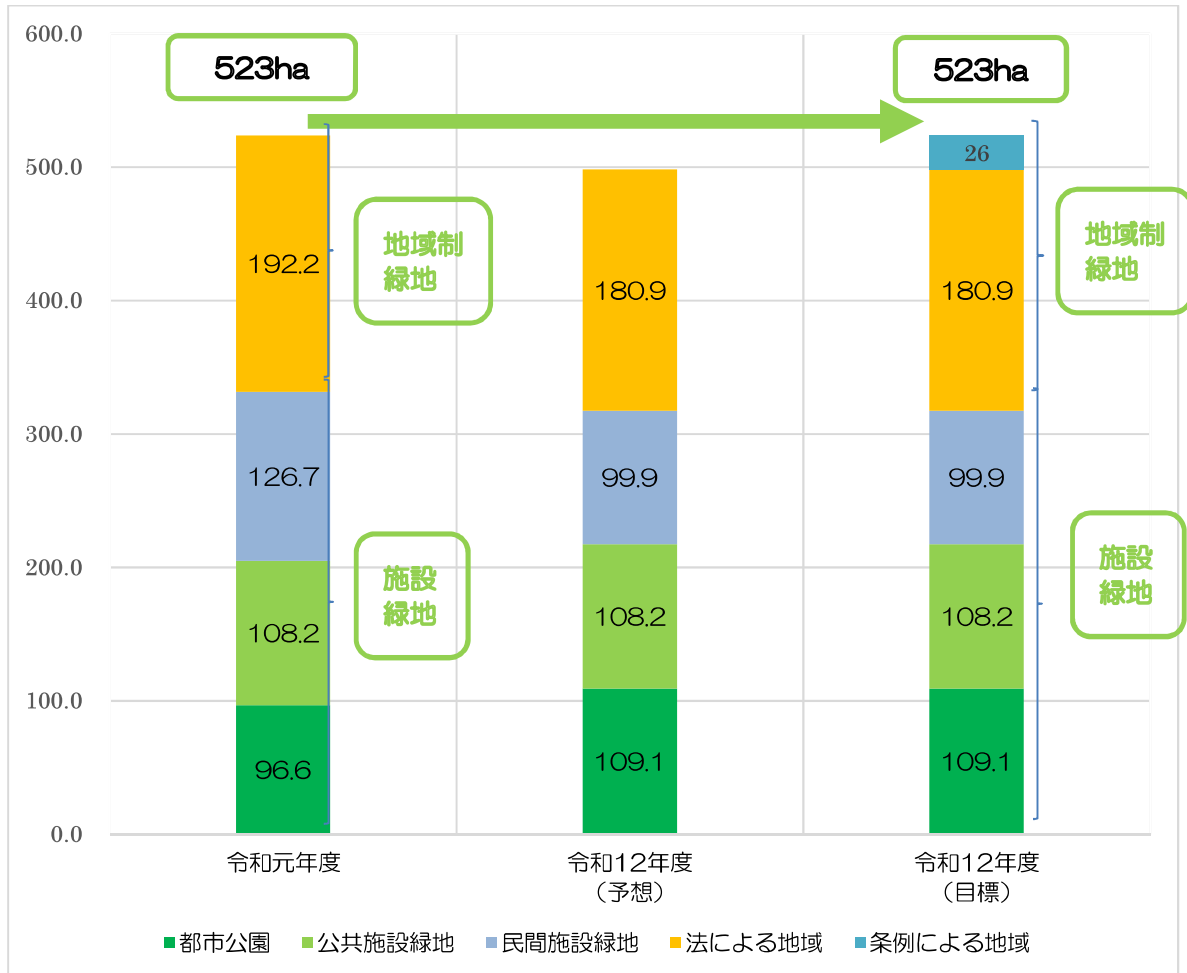


表 19 市街化区域の緑地の現状、予測、目標値まとめ

緑地の種類	平成 11 年度 1999 年度 (ha)	令和元年度 2019 年度 (ha)	令和 12 年度 2030 年度 (予想) (ha)	令和 12 年度 2030 年度 (目標) (ha)
施設緑地	約 361	約 331	約 317	約 317
地域制緑地	約 214	約 192	約 181	約 206
合計	約 575	約 523	約 498	約 523

(2). 質の目標値

質についての目標項目としては、本市のみどりに対する市民の満足度とします。平成 26 年度の満足度調査においては、約 29%が満足・やや満足であったことを踏まえ、当計画の目標値は満足・やや満足の方が 40%以上とします。

表 20 質の目標値

	平成 26 年度	令和 12 年度(目標)
みどりの満足度 (満足・やや満足)	28.9	40

IV みどりの具体的施策方針

- 4-1. 施策の方針と体系
- 4-2. みどりをまもる（みどり保全）
- 4-3. みどりをふやす（みどり整備）
- 4-4. みどりをいかす（みどり活用）

4-1. 施策方針の体系

(1) みどりの施策方針

約 20 年間で大幅に緑地（みどり）が減少していますが、市が単独で緑地（みどり）を大幅に増やすことは用地の取得など多大な費用が必要となるため困難といえます。このことから、本市においては、まず今あるみどりを減らさないこと（**まもる**）が必要であり、その上で、新たなみどりを増やす（**ふやす**）施策を実施していく必要があります。

また、都市緑地法等の改正により、緑地が発揮するさまざまな機能を評価する（**いかす**）ことが重要と言えます。

本計画の基本方針の「水・みどり・歴史のネットワークを形成し、都市内にうるおいを導入する」ことを実行し、基本目標「つくる・つながる・ひびきあう 感動創造都市 東大阪」を実現するには、今ある緑地を保全し、それらをつないでいくため緑化を推進することが必要であり、あわせて、みどりの拠点となるべき区域においては、それらを特別に保全する施策が必要となります。

「みどりをまもる」「みどりをふやす」「みどりをいかす」の3つを本計画の施策の方針に定めます。

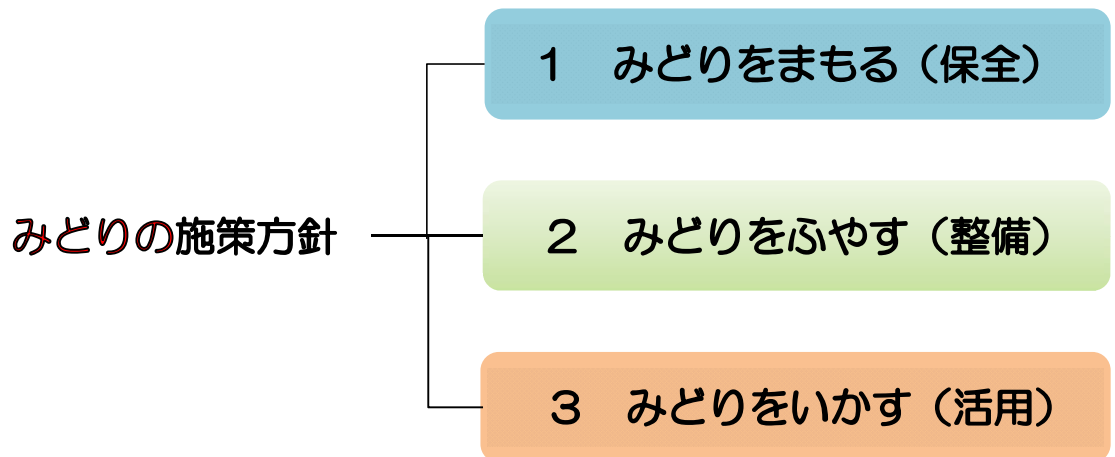


図 24 みどりの施策方針

(2) みどりの体系

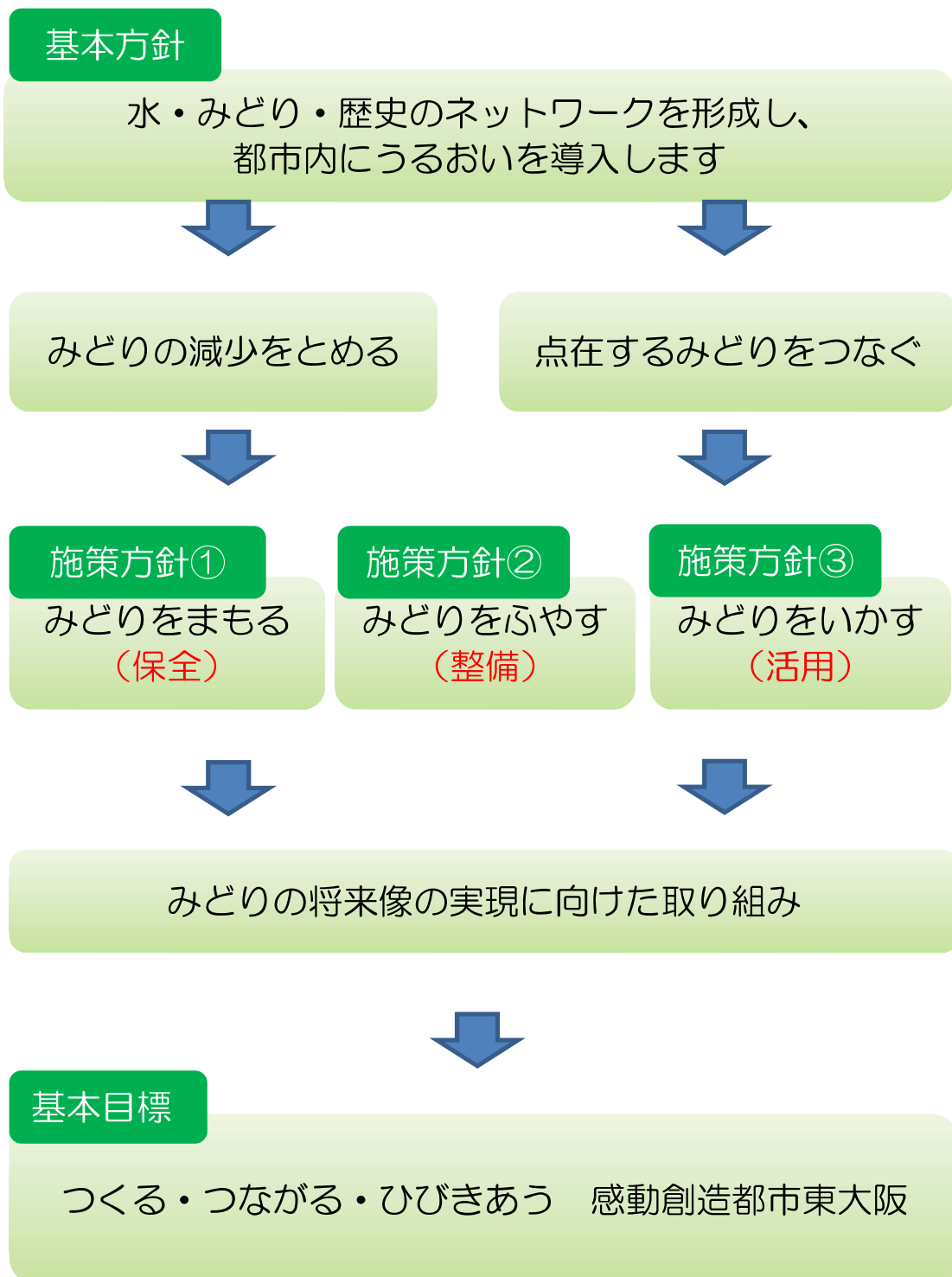


図 25 体系図

(3) 施策別取組み内容

緑地の保全及び緑化の推進事業に関しては、施策の方針に基づき、以下の通り、施設緑地については施設別に、地域制緑地については法体系別に取り組みを分類しました。

表 21 方針に基づく具体的な取組み

施策の方針	分類		分類ごとの取組み		具体的な取組み		種類	機能区分			
1 みどりを まもる	施設 緑地	都市公園	1-①	都市公園の保全	公園施設の更新	継続	レクリエーション 防災				
					定期的な公園の安全点検	継続					
					市民と協働による公園の維持	継続					
					公園施設の長寿命化の取組み	継続					
					長期未着手の都市計画公園の見直し	継続					
		公共 施設緑地	1-②	児童遊園の保全	定期的な児童遊園の安全点検	継続					
	市民と協働による児童遊園の維持				継続						
	公共 施設緑地	1-③	史跡公園の保全	史跡公園の施設の維持管理	継続	レクリエーション 景観					
				1-④	庁舎・学校等の公共空間 の緑地の保全		庁舎・学校等の公共空間の緑地の保全	継続	環境保全 防災		
							1-⑤	植樹帯・街路樹・ プランターの保全		街路樹の維持管理	継続
枯死した街路樹の補植										継続	
駅前や公共施設の緑地の維持管理	継続										
みどりに関心のある市民の育成	継続										
地域制 緑地	法による もの	1-⑥	特別緑地保全地区の保全	特別緑地保全地区の保全活動と助成	継続	環境保全					
				1-⑦	風致地区の保全		風致地区の保全	継続	景観		
				1-⑧	河川の保全		河川の保全	継続		防災	
				1-⑨	保存樹・保存樹林の保全		指定した保存樹・保存樹林の保全に 対する助成	継続	景観		
	条例による もの	1-⑩	民有地の緑地の保全	緑化制度の設立	新規	景観 環境保全					
				緑化制度に基づく緑化	新規						
				景観計画に伴う緑化	継続						
				民有地緑化へ助成	継続						
				施設 緑地	都市公園		2-①	都市公園の整備	都市計画公園の整備	継続	レクリエーション 防災
									開発事業に伴う公園整備	継続	
2-②	児童遊園の整備	児童遊園の確保・整備	継続								
公共 施設緑地	2-③	史跡公園の整備	史跡公園の整備拡充		継続	レクリエーション 景観					
			2-④		庁舎等の公共空間の 緑地の整備		庁舎等の公共空間の緑化の推進	継続	環境保全 景観		
							2-⑤	植樹帯・街路樹・ プランターの整備		都市計画事業に伴う植樹帯・ 街路樹の整備	継続
駅前等公共施設の緑化の推進	継続										
地域制 緑地	法による もの	2-⑥	生産緑地地区の指定	生産緑地地区の指定	継続	環境保全					
				2-⑦	保存樹・保存樹林の指定		保存樹・保存樹林の指定	継続	景観		
	条例による もの	2-⑧	民有地の緑化の推進	緑化制度の設立	新規	景観					
				緑化制度に基づく緑化	新規						
景観計画に伴う緑化	継続										
民有地緑化へ助成	継続										
市民緑地制度の活用	継続										
3 みどりを いかす	施設 緑地	都市公園	3-①	都市公園の活用	Park-PFI 制度の導入	新規	レクリエーション 防災				
					指定管理者制度の見直し	継続					
	民間 施設緑地	3-②	農地の活用	市内の地産地消の推進	継続						
				福祉農園の貸し付け	拡充						
				生産緑地地区の活用	継続						
	地域制 緑地	法による もの	3-③	生産緑地地区の活用	市内の地産地消の推進	継続					
福祉農園の貸し付け					新規						
生産緑地地区の活用					新規						

※防災については、河川と本市の避難地、避難所としての位置づけがある緑地を対象とした

4-2. みどりをまもる(みどりの保全)

(1) 施設緑地

1) 都市公園

現存する都市公園を、計画的で効率的な維持管理により今後も保全します。

<1-① 都市公園の保全>

都市公園は、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保に寄与するとともに、豊かな地域づくりに資する市民の活動の場、憩いの場を提供するものです。



八戸の里公園



若江本町北公園

都市公園の管理の方針

- ① 市民が安心して利用できるように、定期的に公園施設の安全点検を実施するとともに、官民連携による公園づくりを推進し、快適な公園を維持管理します。
- ② 公園樹木の剪定及び病害虫の防除等の適正な維持管理により、健全な樹木育成を図り、安全な公園の環境を市民に提供します。
- ③ 公園施設の長寿命化の取り組みを実施します。
- ④ 長期未着手の都市計画公園については、必要性を再検証し、都市計画公園の見直しを行います。

実施する取り組み	実施予定年度(令和3年度-12年度) 事業名	関連部局
公園施設の更新 (継続事業)	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 都市公園維持管理事業	土木部
定期的な公園の安全点検 (継続事業)	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 都市公園維持管理事業	土木部
市民と協働による公園の維持 (継続事業)	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 都市公園維持管理事業	土木部
公園施設の長寿命化の取り組み (継続事業)	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 公園施設長寿命化計画事業	土木部
長期未着手の都市計画公園の 見直し	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 都市計画公園の見直し事業	都市計画室

2) 公共施設緑地（都市公園以外）

公共施設緑地は、児童遊園、史跡公園、庁舎・学校等の公共空間の緑地、植樹帯・街路樹・プランターがあります。現存するこれらの緑地を計画的に保全します

< 1-② 児童遊園の保全 >

児童遊園は、子供の心身の健やかな成長を図り、市民に憩いの場を提供し、市民の福祉の増進に資することを目的に、民有地等を土地利用貸借契約により確保し、市民に開放しています。今後も、現存する児童遊園を計画的に保全します。

児童遊園の保全の方針

- ① 定期的に適切な安全点検を実施し、施設の診断を行い、安全確保のための措置を講じ、市民が安心して利用できるような児童遊園の状態を確保します。
- ② 市民と協働にて快適な児童遊園を維持管理します。



池島町児童遊園

実施する取り組み	実施予定年度(令和3年度～12年度) 事業名	関連部局
定期的な児童遊園の安全点検 (継続事業)	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 児童遊園維持管理事業	土木部
市民と協働による児童遊園の維持 (継続事業)	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 児童遊園維持管理事業	土木部

< 1-③ 史跡公園の保全 >

史跡公園とは、歴史資源の保全と歴史の継承を目的としており、河内寺廃寺跡は古代寺院の跡地で、平成20年に国の史跡に指定されました。史跡公園内には研究成果に基づいた遺構の復元等を行うことで、誰もが分かりやすく歴史に触れられるよう整備し、市民の憩いの場として一般に公開しています。今後も、現存する史跡公園を適切に保全します。

史跡公園の保全の方針

- ① 史跡公園を、市民が安全に利用できるよう適切な維持管理を踏まえて保全します。



河内寺廃寺跡史跡公園

実施する取り組み	実施予定年度(令和3年度～12年度) 事業名	関連部局
史跡公園の施設の維持管理 (継続事業)	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 河内寺廃寺跡史跡公園維持管理事業	人権文化部

＜1-④ 庁舎・学校等の公共空間の緑地の保全＞

庁舎・学校等の公共空間は、人々が多く集まり利用する場であり、みどり豊かなまちづくりの中心的役割を担います。今後も、現存する植栽やグラウンド等を保全します。



意岐部小学校グラウンド



本庁舎の植栽地

庁舎・学校等の公共空間の緑地の保全の方針

- ① 公共施設における植栽やグラウンド等については、適正に維持管理し、保全します。

実施する取り組み	実施予定年度(令和3年度～12年度) 事業名	関連部局
庁舎・学校等の公共空間の 緑地の保全 (継続事業)	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 リージョンセンター維持管理事業	市民生活部 企画財政部 消防局 水道総務部 施設整備室 社会教育部 人権文化部 建築部 土木部 下水道部
	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 庁舎等維持管理事業	
	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 学校施設維持管理事業	
	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 市営住宅維持管理事業	
	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 花壇等維持管理事業	
	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 緑化推進事業	
	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 公共下水道ポンプ場等維持管理事業	

<1-⑤ 植樹帯・街路樹・プランターの保全>

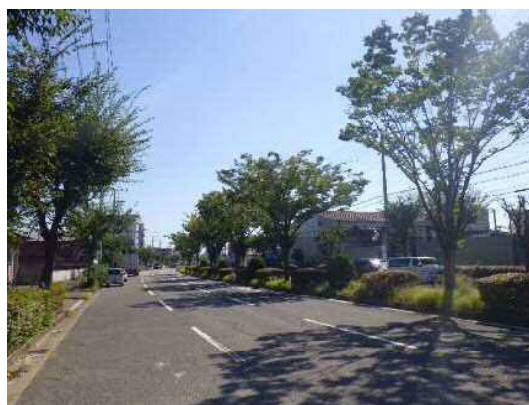
道路や駅前広場にある街路樹やプランターは、景観形成、都市環境負荷の軽減、道路交通における安全確保、延焼防止、避難経路の確保など様々な役割を果たしています。今後も、現存する植樹帯・街路樹・プランターを保全します。

植樹帯・街路樹・プランターの保全の方針

- ① 街路樹の剪定及び病害虫の防除等の適正な維持管理により、健全な樹木育成を図り、安全な道路環境を市民に提供します。
- ② 枯死した樹木については計画的に補植します。
- ③ 設置したプランターを市民と協働にて保全します。



八戸ノ里駅前フラワーポール



街路樹

実施する取り組み	実施予定年度(令和3年度～12年度) 事業名	関連部局
街路樹の維持管理 (継続事業)	<p>3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 東大阪市内街路樹維持管理事業</p> <p>3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 東大阪市内街路樹剪定事業</p>	土木部
枯死した街路樹の補植 (継続事業)	<p>3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 街路樹枯死樹木補植事業</p>	土木部
駅前や公共施設の緑地の 維持管理 (継続事業)	<p>3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 花壇等維持管理事業 緑化推進事業</p>	土木部
みどりに関心のある 市民の育成 (継続事業)	<p>3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 緑化推進事業</p>	土木部

(2) 地域制緑地

1) 法によるもの

本市には、関係法令により、地域制緑地として保全されている特別緑地保全地区、風致地区、河川区域、保存樹・保存樹林があり、今後もこれらの指定による保全を継続します。

< 1-⑥ 特別緑地保全地区の保全 >

特別緑地保全地区は、都市計画区域内の緑地であって、特に良好な自然的環境を形成しているもので市街地及びその周辺地域に存するものを、都市計画の「地域地区」のひとつとして定められた区域です。今後も、当地区の保全を継続します。



今米緑地保全地区



今米緑地保全地区における保全活動

特別緑地保全地区の保全の方針

- ① 特別緑地保全地区において、一定の行為に対して制限を行います。
- ② 市と市民が協働して、当地区の保全活動を実施します。
- ③ 保全者に対して助成を行うことにより、当地区の適正な保全を図ります。

実施する取り組み	実施予定年度(令和3年度-12年度) 事業名	関連部局
特別緑地保全地区の保全活動 (継続事業)	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 特別緑地保全地区保全活動事業	土木部
特別緑地保全地区の保全に 対する助成 (継続事業)	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 特別緑地保全地区助成金交付事業	土木部

< 1-⑦ 風致地区の保全 >

「都市の風致」とは、都市において水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観であり、風致地区は、良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について、都市計画の「地域地区」のひとつとして定められた区域です。今後も、当地区の保全を継続します。

風致地区の保全の方針

- ① 条例に基づき、一定の行為に対して制限を行い、風致景観の保全を図ります。

実施する取り組み	実施予定年度(令和3年度-12年度) 事業名	関連部局
風致地区の保全 (継続事業)	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 風致維持事業	土木部

< 1-⑧ 河川の保全 >

河川区域は、災害の防止と流水の正常な機能の維持を図る河川法によって指定された区域です。今後も、当地区の保全を継続します。



一級河川 大川



一級河川 恩智川

河川区域の保全の方針

- ① 河川の機能を維持し、当区域の保全を図ります。

実施する取り組み	実施予定年度(令和3年度-12年度) 事業名	関連部局
河川の保全 (継続事業)	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 都市基盤河川改修事業	土木部

<1-⑨ 保存樹・保存樹林の保全>

保存樹・保存樹林は、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律に基づき、都市の美観風致を維持するために必要があると認める樹木や樹林を指定したものです。今後も、保存樹・保存樹林の保全を継続します。




保存樹・保存樹林



保存樹・保存樹林

保存樹・保存樹林の保全の方針

- ① 保存樹・保存樹林に指定されている樹林・樹林地については、保全者への助成により、適切な維持管理を実施し、保全を図ります。

実施する取り組み	実施予定年度(令和3年度～12年度) 事業名	関連部局
指定した保存樹・保存樹林の 保全に対する助成 (継続事業)	 保存樹・保存樹林助成制度による保全事業	土木部

2) 条例によるもの

条例や規則により、地域制緑地として確保した民有地や公有地の緑地を計画的に保全します。

<1-⑩ 民有地の緑地の保全>

市街化が進む中、市街地の大半を占める民有地の緑地を、市民の協力を得ながら、地域制緑地として確保し、保全する必要があります。



民有地の生垣



景観に配慮した接道緑化

民有地の緑地の保全の方針

- ① 民有地における緑地の保全を図るため、市独自の緑化条例を制定し、条例に基づき設置した緑地については、適切に維持管理することを義務付け、計画的に保全を図ります。
- ② 東大阪市景観計画に伴い、一定規模を超える建築物については、接道の半分を緑化することを努力義務としており、設置した緑地の計画的な保全を図ります。
- ③ 東大阪市民有地緑化規則に基づき、民有地の緑化の助成を実施しており、助成した緑地に対して、計画的に保全することを義務付けます。

実施する取り組み	実施予定年度(令和3年度-12年度) 事業名	関連部局
緑化制度の設立 (新規事業)	3 (仮称)東大阪市緑化条例の制定	土木部
緑化制度に基づく緑地の保全 (新規事業)	4 5 6 7 8 9 10 11 12 (仮称)東大阪市緑化条例に基づく指導	土木部
景観計画に伴う緑化 (継続事業)	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 接道緑化指導	土木部
民有地緑化への助成 (継続事業)	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 民有地緑化助成事業	土木部

4-3. みどりをふやす(みどりの整備)

(1) 施設緑地

1) 都市公園

拠点となる既存の都市公園の整備拡充を進めるとともに、都市公園が不足する地域を優先的に整備します。

<2-① 都市公園の整備>

都市公園の存在効果と利用効果に着目し、地域の特性を踏まえた効果的な整備を行います。



川俣公園



善根寺公園

都市公園の整備の方針

- ① 子どもからお年寄りまで全ての市民が、身近に憩い楽しむことのできることを目的として、バリアフリーに配慮するとともに、避難地等、防災機能をあわせもった安全で利用しやすい公園を整備します。
- ② 開発事業に伴い、必要な公園を整備します。

実施する取り組み	実施予定年度(令和3年度-12年度) 事業名	関連部局
都市計画公園の整備 (継続事業)	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 都市計画公園整備事業	土木部
開発事業に伴う公園整備 (継続事業)	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 その他の都市公園整備事業	土木部

2) 公共施設緑地（都市公園以外）

児童遊園や史跡公園は、土地使用貸借契約による確保と計画的な整備拡充を推進します。また、庁舎・学校等の公共空間の緑地については、現存する緑地以上の確保を目指します。

道路空間を形成する植樹帯・街路樹・プランターについては、効果的な機能を発揮するよう、計画的に整備します。

< 2-② 児童遊園の整備 >

条件を満たす民有地を、土地使用貸借契約により児童遊園として計画的に確保し、効果的に整備します。

児童遊園の整備の方針

- ① 民有地を土地使用貸借契約により、児童遊園として確保し、整備します。



若江北第2児童遊園

実施する取り組み	実施予定年度(令和3年度-12年度) 事業名	関連部局
児童遊園の確保・整備 (継続事業)	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 児童遊園整備事業	土木部

< 2-③ 史跡公園の整備 >

国史跡河内寺廃寺跡を史跡公園として、計画的に整備拡大します。

史跡公園の整備の方針

- ① 史跡公園を、計画的に整備拡充します。



河内寺廃寺跡史跡公園

実施する取り組み	実施予定年度(令和3年度-12年度) 事業名	関連部局
史跡公園の整備拡充 (継続事業)	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 河内寺廃寺跡史跡公園整備事業	人権文化部

< 2-④ 庁舎等の公共空間の緑地の整備 >

庁舎等の公共施設の改修に伴い、今以上の緑地を確保するとともに、良好な景観形成に努めます。

庁舎等の公共空間の緑地の整備の方針

- ① 庁舎等の公共施設の改修に伴い、適切な緑化を図ります。



東大阪市文化創造館の植栽地



東大阪市文化創造館の植栽地

実施する取り組み	実施予定年度(令和3年度～12年度) 事業名	関連部局
<p>庁舎等の公共空間の 緑化の推進 (継続事業)</p>	<p>3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 リージョンセンター整備事業</p>	<p>市民生活部 建築部 土木部</p>
	<p>4 5 6 7 8 旧上小阪東住宅建替事業</p>	
	<p>5 6 7 (仮称)東大阪市営荒本住宅 C 棟建替事業</p>	
	<p>4 5 6 (仮称)東大阪市営北蛇草住宅 C 棟建替事業</p>	
	<p>3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 駅前等公共施設緑化事業</p>	

<2-⑤ 植樹帯・街路樹・プランターの新設>

都市計画事業に伴い、植樹帯・街路樹を新設し、プランターについても、効果的な機能を発揮するよう、計画的に整備します。



布施駅前プランター



吉田駅前フラワーポール

植樹帯・街路樹・プランターの整備の方針

- ① 都市計画事業に伴い、植樹帯・街路樹を新設します。
- ② 駅前広場や幅員が確保できる道路においては、プランターを設置します。

実施する取り組み	実施予定年度(令和3年度～12年度) 事業名	関連部局
都市計画事業に伴う 植樹帯・街路樹の整備 (継続事業)	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 都市計画道路整備事業	土木部
駅前等公共施設の緑化の推進 (継続事業)	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 駅前等公共施設緑化事業	土木部

(2) 地域制緑地

1) 法によるもの

生産緑地法に基づき、生産緑地地区を地域制緑地として、今後も追加指定を行います。

<2-⑥ 生産緑地地区の指定>

東大阪市生産緑地地区指定方針に基づき、生産緑地地区の追加指定を行います。

生産緑地地区の確保の方針

- ① 生産緑地法の改正を踏まえ、生産緑地の指定を誘導します。



生産緑地地区

実施する取り組み	実施予定年度(令和3年度～12年度) 事業名	関連部局
生産緑地地区の指定 (継続事業)	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 生産緑地地区制度の活用	都市計画室

< 2-⑦ 保存樹・保存樹林の指定 >

都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律に基づき、都市の美観風致を維持するために必要があると認める樹木や樹林を今後も継続して指定します。



保存樹・保存樹林



保存樹・保存樹林

保存樹・保存樹林の指定の方針

- ① 都市の美観風致を維持するために必要があると認める樹木や樹林については、保全者へ助成を行い、保存樹・保存樹林に指定を行います。

実施する取り組み	実施予定年度(令和3年度～12年度) 事業名	関連部局
保存樹・保存樹林の指定 (継続事業)	<div style="text-align: center;"> 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 </div> 保存樹・保存樹林指定事業	土木部

2) 条例によるもの

条例等により私有地の緑地の保全と緑化の推進を図り、地域制緑地として緑地の確保を目指します。



景観に配慮した接道緑化



私有地の植栽帯

< 2-⑧ 私有地の緑化の推進 >

条例を制定し、条例や規則により地域制緑地として私有地の緑化を推進します。

私有地の緑化の推進の方針

- ① 公有地や私有地における緑化の推進を図るため、市独自の緑化条例の制定など、緑化を義務化する制度や基準を導入します。
- ② 東大阪市景観計画に伴い、1000㎡を超えるあるいは高さ15mを超える建築物については、接道の半分を緑化することを努力義務としており、景観重点地区については、より小規模な建築物についても対象とします。
- ③ 東大阪市民有地緑化規則に基づき、私有地の緑化の助成を実施し、緑化を推進します。
- ④ 都市緑地法の改正を踏まえ、民間の土地を活用して緑のオープンスペースを確保していく、市民緑地制度を活用し、緑化を推進します。

実施する取り組み	実施予定年度(令和3年度-12年度) 事業名	関連部局
緑化制度の設立 (新規事業)	3 (仮称)東大阪市緑化条例の制定	土木部
緑化制度に基づく緑化 (新規事業)	4 5 6 7 8 9 10 11 12 緑化条例に基づく指導	土木部
景観計画に伴う緑化 (継続事業)	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 接道緑化指導	土木部
私有地緑化への助成 (継続事業)	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 私有地緑化助成事業	土木部
市民緑地制度の活用 (新規事業)	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 市民緑地制度の活用	土木部

4-4. みどりをいかす(みどりの活用)

(1) 施設緑地

1) 都市公園

都市公園法の改正を踏まえ、より柔軟に都市公園を活用します。

<3-① 都市公園の活用>

地域の特性やニーズに応じた都市公園となるよう、都市公園を活用します。



花園中央公園



花園中央公園

都市公園の活用の方針

- ① 花園中央公園において、Park-PFI制度を用いた施設整備、公園全体の指定管理を同一業者に委託することで、民間活力による公園の活性化を図り、魅力・集客力の向上を目指します。
- ② 民間事業者による指定管理制度を導入する公園を増やし、公園の活性化につながる管理運営を行います。

実施する取り組み	実施予定年度(令和3年度-12年度) 事業名	関連部局
Park-PFI 制度の導入 (新規事業)	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 都市公園管理事業	土木部
指定管理者制度の見直し (継続事業)	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 都市公園管理事業	土木部

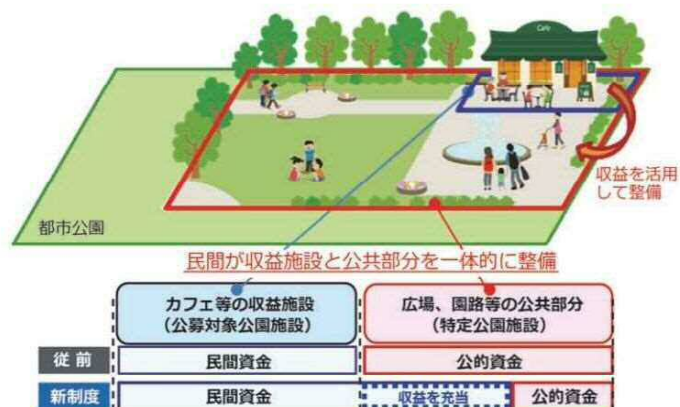


図 26 Park-PFI イメージ

2) 民間施設緑地・法による地域

< 3-② 都市農地の活用 > < 3-③ 生産緑地地区の活用 >

都市における農地は、都市住民の生活と隣り合った農業生産の場として、また都市住民の生活環境を保全する民間の施設緑地として、保全すべき貴重な空間です。

農地が発揮する様々な機能(防災機能・景観形成機能・環境保全機能)を評価し、これまでの「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと位置づけが転換されたことを踏まえ、都市農地を今後も活用します。



都市農地



福祉農園

都市農地の活用の方針

- ① 市内で栽培された農産物を購入する取り組みを進めるなど、地産地消を推進し、営農意欲を向上させるとともに、農業の担い手不足の解消に努めます。
- ② 都市農地の貸借の制度を積極的に周知し、都市農地の活用を図ります。
- ③ 高齢者や障害のある人が土を通じて相互親睦と健康増進を図り、生きがいを高めるため、農園の貸し付けを行います。
- ④ 特定生産緑地の指定により、計画的、永続的に農地等の保全を図ります。

実施する取り組み	実施予定年度(令和3年度～12年度) 事業名	関連部局
市内の地産地消の推進 (継続事業) 福祉農園の貸し付け (継続事業) 生産緑地地区の活用 (継続事業・新規事業)	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 ファーム・マイレージ2運動事業	都市魅力産業 スポーツ部 福祉部 都市計画室
	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 都市農地の貸借制度の周知	
	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 福祉農園運営事業	
	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 特定生産緑地制度の活用	

V 緑化重点地区と 緑地保全配慮地区

- 5-1. 緑化重点地区
- 5-2. 緑地保全配慮地区

5-1. 緑化重点地区

緑化重点地区とは、都市緑地法において「みどりの基本計画」の中で定める「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」のことであり、比較のみどりが少なく重点的に緑化の推進を図るため緑化推進施策を定める地区であります。

本市では、みどりのまちづくりを推進するため、緑化重点地区として、枚岡地区：1328ha、若江岩田・花園地区：647ha、布施駅前周辺地区：35haを平成15年に指定しました。

しかし、市街化区域において、大幅な緑地の減少が進んでいる中、緑地の保全や緑化の推進は当地区のみに限らず、市街地全域において重要となっています。

このような状況を踏まえて、「緑化重点地区」の区域を市街化区域全体（2010haから4981ha）に拡大し、緑化重点地区において活用できる市民緑地認定制度などの緑化施策を市街化区域全体にて実施し、緑地の保全、緑化の推進を図ります。

緑化重点地区

4,981ha(市街化区域)

表 22 市民緑地認定制度の概要

市民緑地認定制度	
概要	民有地を地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度
根拠法令	都市緑地法第60条
対象要件	①敷地面積 300㎡以上 ②緑化率 20%以上 ③設置管理期間 5年以上
支援措置	みどり法人が設置管理する認定市民緑地における植栽、ベンチ等の施設整備に対する補助（1/3負担）【社交金：市民緑地等整備事業の拡充】

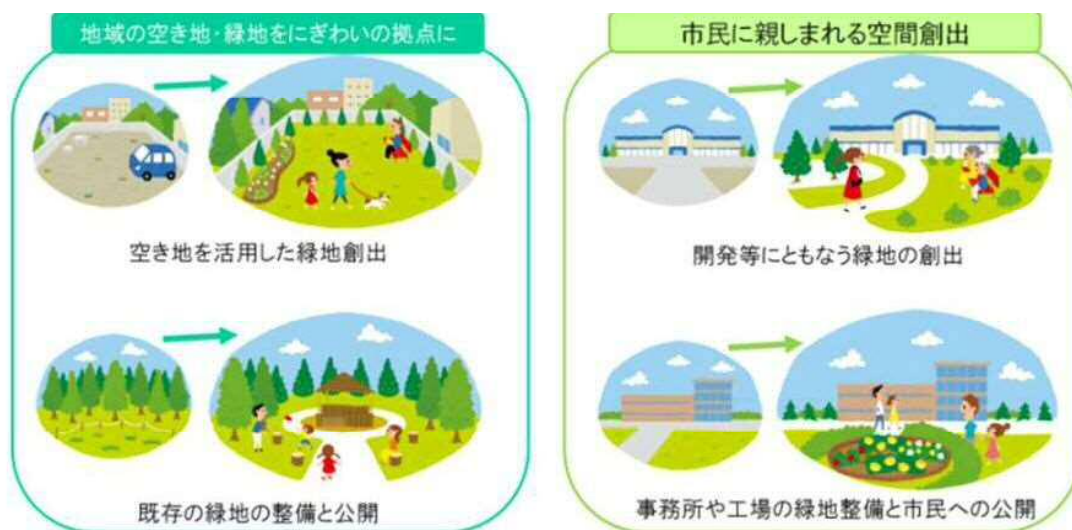


図 27 市民緑地認定制度活用のイメージ

5-2. 緑地保全配慮地区

緑地保全配慮地区とは、都市緑地法の中で緑の基本計画の策定項目として定める「特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」のことです。

当該市町村の都市における緑地の状況を勘案し、必要に応じて保全配慮地区を定め、当該地区において講ずる市民緑地契約の締結等、当該地区における緑地保全方策を概ねの位置を特定し、測地的に定めることが望まれています。

具体的には、風致景観の保全、自然生態系の保全、都市住民の自然のふれあいの場の提供等の観点から重要となる自然的環境に富んだ地区等において、地形、地物、字界等で区域を設定して保全配慮地区を定め、地区計画等の区域における緑地の保全、市民緑地契約の締結、風致地区の指定、保存樹・保存樹林の指定、都市公園の整備、市町村の条例に基づく緑地保全施策について定めることが考えられます。

これらを踏まえ、本市においても保全配慮地区の指定について必要に応じた検討を行います。

Ⅵ 計画の推進に向けて

- 6-1. 市民・事業者・行政の協働
- 6-2. 計画の評価と見直し

6-1. 市民・事業者・行政の協働

基本目標「つくる・つながる・ひびきあう 感動創造都市 東大阪」を実現していくためには、市民、事業者、行政のそれぞれが、各主体の役割をきちんと理解したうえで、協働により取り組んでいく必要があります。全ての主体が互いに協力しあい、みどりのまちづくりを推進します。

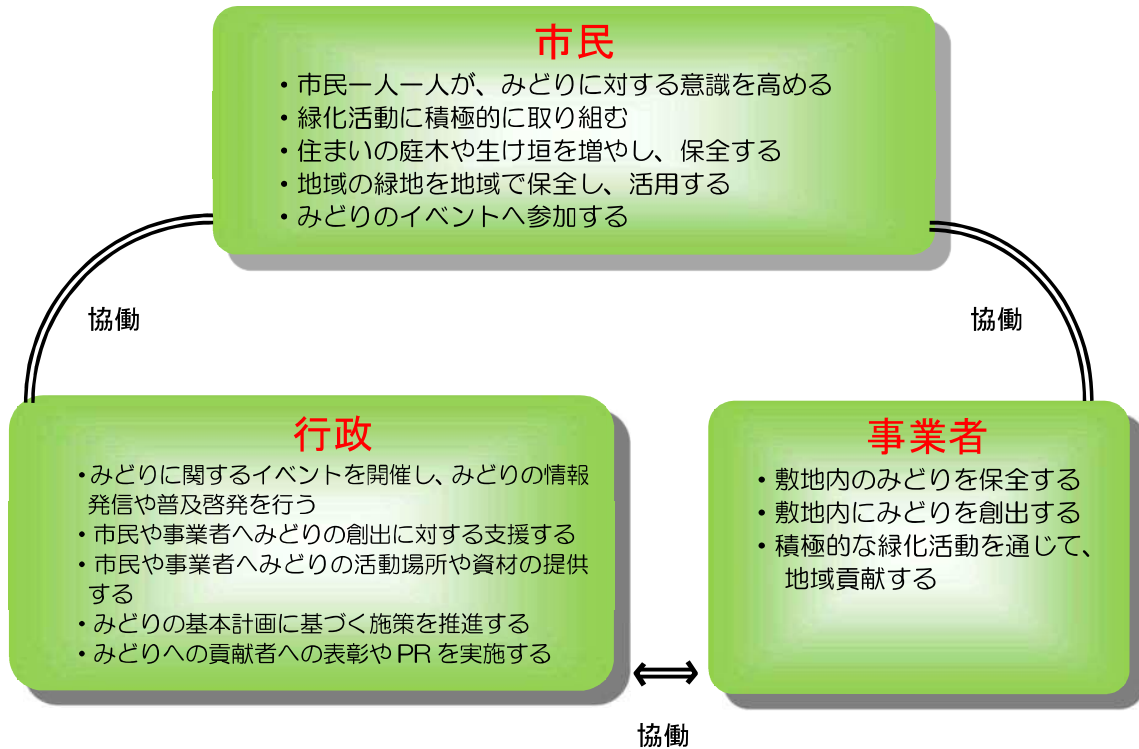


図 28 市民、事業者、行政の協働イメージ



緑化ボランティアによる緑化活動



緑化啓発イベント

6-2. 計画の評価と見直し

基本目標の達成に向けては、PLAN(計画)、DO(実行)、CHECK(評価)、ACTION(改善)のPDCAのサイクルに基づき、法制度の変化、上位計画・関連計画の改正、具体的事業の進捗状況等を踏まえながら、必要に応じて計画の見直しを行います。

また、その際、2015年9月国連総会で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」のうち、関係する内容を踏まえることを重視します。

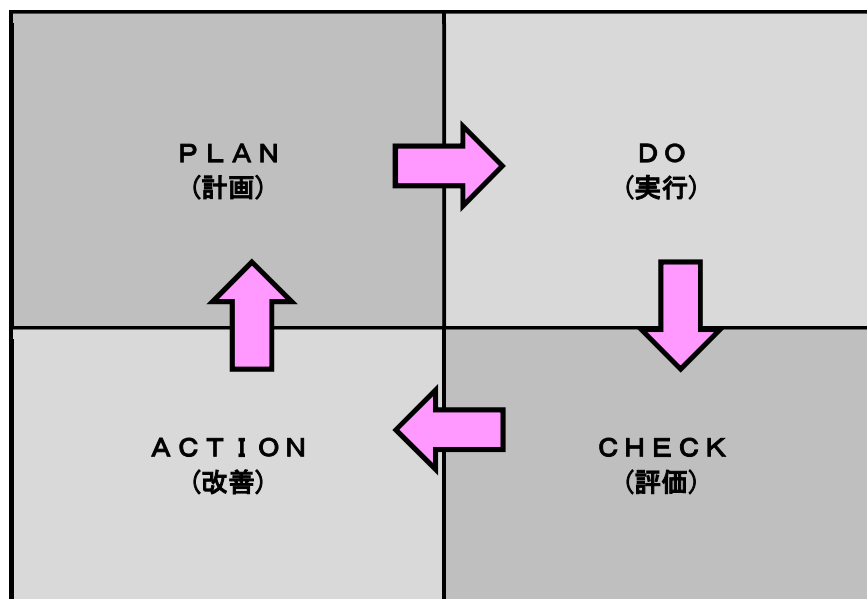


図 計画の評価と見直しのサイクル

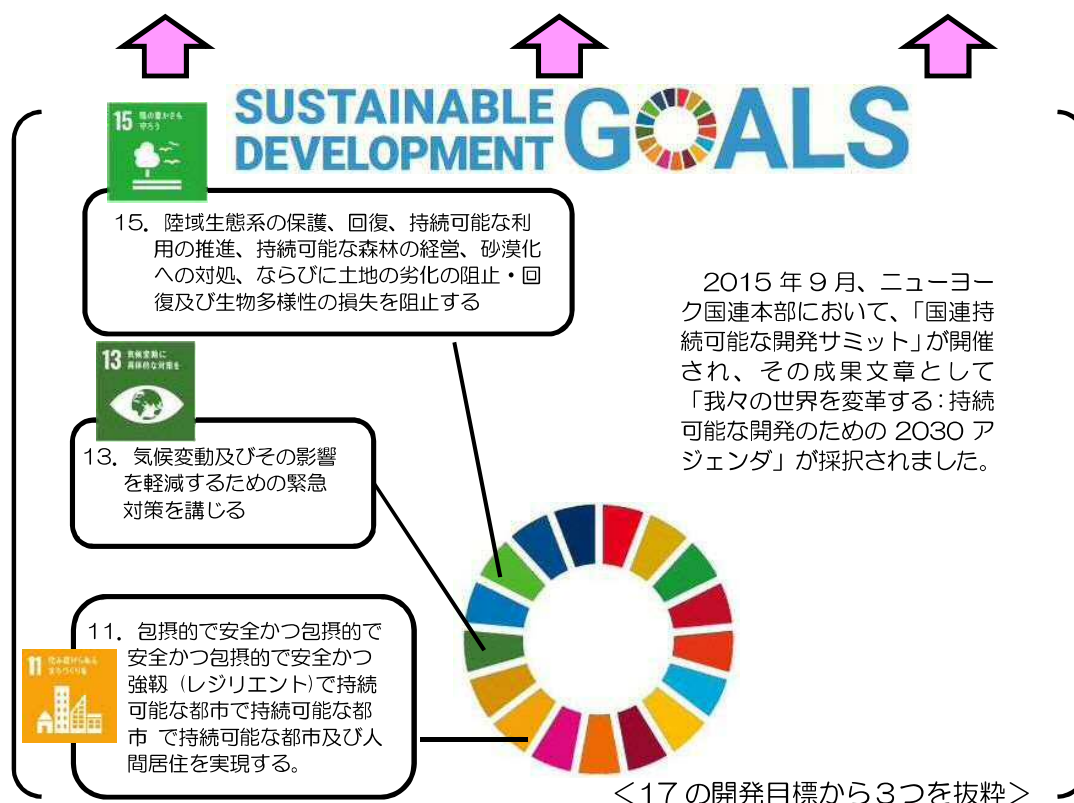


図 29 持続可能な開発目標(SDGs)



東大阪市みどりの基本計画

東大阪市土木部みどり景観課

住所：〒577-8521 大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号

TEL：06（4309）3227 FAX：06（4309）3836

令和3年(2021年)4月